

京都府百年の年表

5 教 育 編

京 都 府

序

わたくしは、かねてから地方自治体は住民の暮らしの組織であるから、その組織をみんなでよりよいものにし、みんなの生活を高めていくことがたいせつであると考えております。

ところで慶応4年閏4月（明治元年6月）という明治維新の激動のなかで発足した京都府は、もっとも古い自治体の一つとしてさる昭和43年6月に100年を迎えたのであります。この間に文字どおり波らん万丈多くのできごとがありましたが、その中には今日なお問題をなげかけているものも少なくありません。今日、わたくしどもはこの100年を送り、次の新しい時代にふみこんでいくにあたって、あらためて京都府の歴史を振りかえり政治・経済・文化などの眞実の姿を知る必要があると思います。

このため、さきに京都府100年記念事業の一つとして100年の年表をつくろうと考え、昭和40年から着手いたしました。なにしろこの仕事は初めての試みであり、多くの困難が予想されました。しかし、さいわい各大学の研究室の熱心なご協力があり、また各方面からご支援を得ましてまとめることができました。この年表は、政治行政・商工・農林水産・社会・教育・宗教・建設交通通信・美術工芸・芸能の9部門からなり、100年の足跡をたてとよこの関係においてみるとができるようにしたものです。また、この年表をつくる基本といたしましては、総合資料館所蔵の新聞・簿冊・参考文献や民間資料をもとにして、できるだけたんねんに原資料にあたり客観的に事実をは握することにつとめてまいりました。しかし、残念なことにすでに資料が処分されてしまったりして、なお将来の研究にまたなければならないものも残っております。

さいわいに本書がふるさとの歴史を知る糸口となり、またみんなのいろいろな研究に役だてばこれにまさる喜びはありません。

昭和45年3月

京都府知事

鶴川虎三

まえがき

明治維新によってわが国は近代国家としての道を歩み始めましたが、当時京都はそれを生み出す舞台となり先駆的な役割を果すとともに、その後100年にわたってわが国政治・経済・文化の一翼をにないながら今日まで独自の発展を続けてまいりました。

このたび府政100年の記念事業の一環として計画されました京都府百年の年表の編さんは、この間における各方面の推移を記録にとどめようとするのがねらいであります。

この年表は、9部門（政治行政・商工・農林水産・社会・教育・宗教・建設交通通信・美術工芸・芸能）と総索引からなり、昭和40年度から総合資料館において着手し、44年度に6部門を、45年度にのこりの3部門を完成するとともに、ひきつづき総索引を刊行する計画になっております。各分野ごとに漸次市内各大学の研究室にお願いして諸先生のご指導の下に研究室のかたがたと府職員とが協同してこれにあたる態勢を整えました。そして府の内外に基本的な資料を調査し、たんねんに記録の収集に努めましたが、とくに当館に所蔵の明治以来の新聞および永年保存の行政文書を活用することができました。

またこの過程で新しく収集できた京都府に関する資料の蓄積は、当館設立の趣旨を生かす貴重な副産物となっております。

この年表には、資料その他種々の制約のため、なお意に満たぬ点がありますが、この記録がわたくしたちの暮らしの歩みを顧みるとともに、これから100年のために新しい基礎を築く指針ともなれば望外の幸せと存じます。

最後に、年表の編さんについて格別のご指導を賜わった先生がたをはじめ、専心ご努力をいただいた執筆者のかたがた、また資料の調査等について種々ご協力をえた多くのかたがたにたいし心からお礼を申し上げます。

昭和45年3月

京都府立総合資料館長

神川清

凡例

1 構成と内容

京都府百年の年表は、つぎの9編と総索引から成っている。各編はそれぞれ独立しながら、できるだけ相互に関連をもつように図った。

- | | | | |
|------------|---------|---------------|----------|
| (1) 政治・行政編 | (4) 社会編 | (7) 建設・交通・通信編 | (10) 総索引 |
| (2) 商工編 | (5) 教育編 | (8) 美術工芸編 | |
| (3) 農林水産編 | (6) 宗教編 | (9) 芸能編 | |

各編に収録した内容は、おおむねつぎのとおりである。

- (1) 政治行政編は、京都府を中心とする地方自治制度、機構の変遷、地方議会、政党・政派諸団体の動き、政治運動、選挙、裁判、警察、消防、軍事などを収めた。
- (2) 商工編は、商工業、サービス業、伝統産業、技術、金融、経済団体、観光、展覧会などを収めた。
- (3) 農林水産編は、農業、林業、畜産業、水産業、農村工業、農山漁村の生活、協同組合等諸団体の動き、農民運動などを収めた。
- (4) 社会編は、労働・農民・学生運動、部落解放運動などの社会運動および社会福祉など社会問題のほか、社会的なできごとを収めた。
- (5) 教育編は、初等・中等・高等・専門教育のほか、教育行財政、社会教育、教育会、教員組合の活動などを収めた。なお、美術・宗教・特殊教育は主としてその関連分野でとりあげ、またスポーツは必要なものをここに含めた。
- (6) 宗教編は、仏教・キリスト教・神道その他新興宗教における団体の動き、宗教家の活動、宗教儀礼・行事のほか、宗教界の社会事業、教育事業などを収めた。
- (7) 建設・交通・通信編は、土木、建設、交通、郵便、電信電話、災害を収めた。
- (8) 美術工芸編は、絵画・書・彫塑・工芸にわたって、展覧会の開催ならびに受賞者・作品、関係団体の動き、美術工芸家の動向、学校・施設などを収めた。また、文化財保護もここに含めた。
- (9) 芸能編は、映画、演劇、音楽、舞踊、民俗芸能および華道、茶道などを収めた。

なお、出版については、各編でそれぞれ必要に応じて採録した。

2 収録期間

慶應3年(1867)から昭和43年(1968)までを収録した。

3 記載項目

各編とも「京都府」欄、「参考」欄、「日本」欄を設けた。「参考」欄には、「京都府」欄の参考となるがらまたは注記を記載し、「日本」欄には、京都府の動きと関連のあるできごとおよびその時期を特徴づけるできごとを収録した。

なお、「京都府」欄の各事項の末尾には、典拠とした文献名を付記した。

4 記載形式

- (1) 年月日の記載

ア 年月日の表示は、たとえば明治5年6月19日は、明5・6・19のように記した。

イ 改暦以前(明治5年まで)は、太陰暦を用い、太陽暦を「〔 〕」に包んで付記した。

ウ 日付の不確定の場合は、日の欄を「一」としてその月の末尾におき、上旬・中旬・下旬で表わされる場合は、日の欄にそれぞれ「上」「中」「下」と記載した。

(2) 典拠文献の記載

ア 一部略記したものについては、巻末の典拠文献一覧に正式文献名を示した。

イ 2種類以上の文献を典拠として1項目を作成したときは、その主なものを2種類ほど示した。

ウ 新聞・雑誌を用いたときは、それぞれ月日、巻号を記載した。

例 日出新聞 明治43年9月1日→日出 明43・9・1

京都農業 第2巻第6号→京都農業 2:6

エ 新聞および条例・告示等の年紀の表示は、それが当該年の場合は記載を省略した。

オ 直接照会もしくは関係者から事情聴取により項目を作成したときは☆印を付した。

(3) 固有名詞の表示

ア 通称・略称の方が一般に有名なものはこれを用いた。

イ 地名は原則としてその当時の地名を探り、必要に応じて現在の地名を付記した。京都市は区名から、町村は郡名から記載した。

ウ 人名の表記にあたって敬称はすべて省略した。

(4) 年令の記載

満年令施行(昭和25年1月1日)以前は数え年で表わした。

(5) 用字

原則として、当用漢字・現代かなづかいを用いたが、固有名詞で当用漢字表にないもの、特別の名詞で歴史的用語となっているもの、引用文献については元のままとした。

(6) 記号および略号

()	…補足説明	(株)…株式会社	(名)…合名会社
〔 〕	…太陽暦	(資)…合資会社	(互)…相互会社
< >	…いわゆるを表す	(株資)…株式合資会社	(財)…財團法人
『 』	…図書・雑誌・新聞名	(社)…社団法人	
「 」	…論文・記事・演題等の名	○・△・●・◎・◎…宗教一般・仏教・神道・基督教・教派神道および諸派	(ただし宗教編でのみ使用)
～	…何月何日から何月何日まで		
・(ナカ点)	…年月日の区切り、名詞等の列記		
▷	…月の確定できない項目および統計的・総括的事項		
☆	…直接照会もしくは関係者からの事情聴取によるもの		



上京27番組小学校
柳池校、わが国最初、明2・5富小路御池に開校
円内は設立功労者熊谷直孝



京都府中学校
わが国最初、明3二条城北側に開校、写真は明6に今の府庁内に新築移転のころ

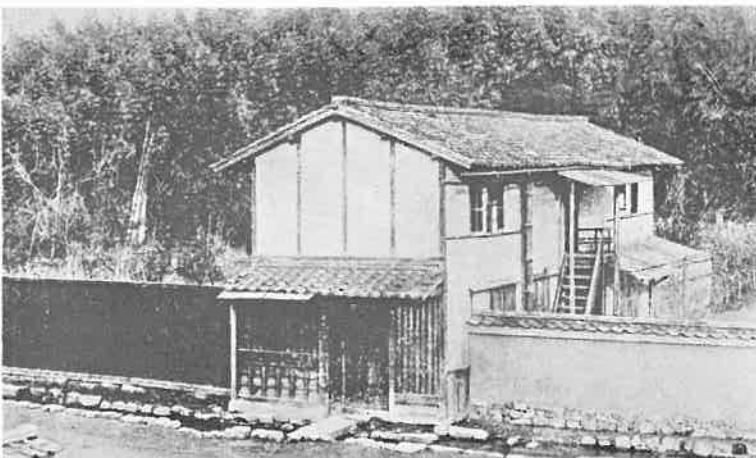


新英学校・女紅場 女学校のはじめ、
明5丸太町通鴨川西岸に開校



集書院 わが国最初の図書館
明6三条高倉に開設

同志社聖書教室
明8ごろ相国寺門前付近の豆腐屋
が教室



桃薙校雨天体操場
明2・7開校（はじめは大宮校）、写真は明治末



府師範学校
明9御苑内北に開校、写真は明34、
上賀茂村移転のころ



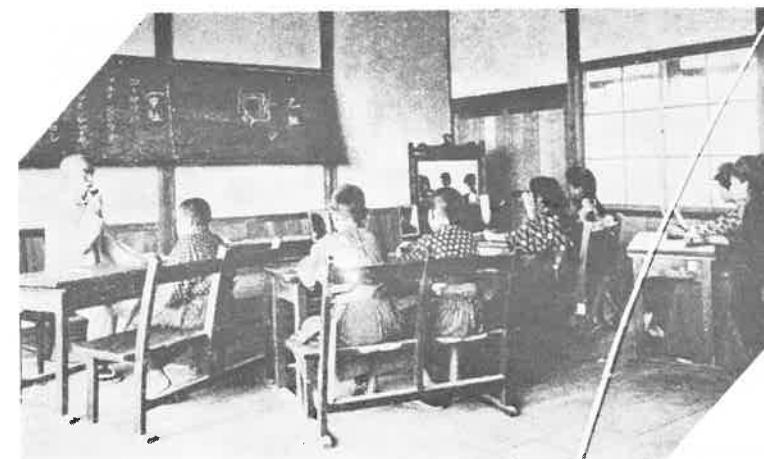
一高対三高野球戦
大10三高校庭、延長11回裏、勝利の1点
にわく三高応援団



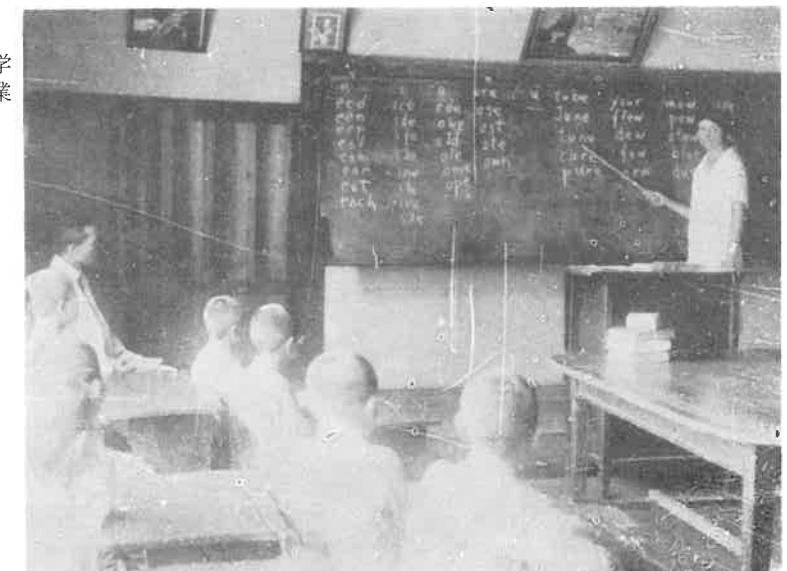
京都市第二高等小学校家事実習
明20河原町松原に下京区高等小学校として
開校、明37第二高小となる



府立第一高等女学校
現在の鴨沂高校の前身、明5開設の女紅場にはじま
る、明37府立第一高女となる

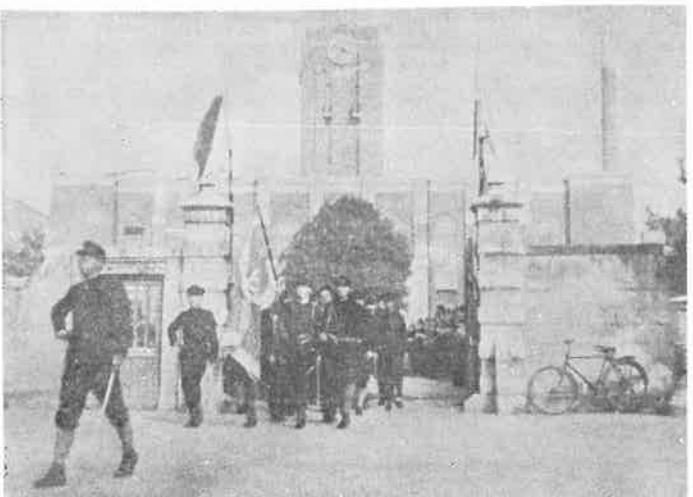


京都市立盲啞院 発音教室
明11設立、明22府から市
に移管、写真は大4ごろ



英才教育
京都府師範学校付属小学
校第二教室での英語授業
写真は昭3ごろ

学徒出陣
京大 昭18



殿田小学校統合校舎（昭33）
このごろ小中学校統合すすむ
(船井郡日吉町)



新下鴨文教センター 府立総合資料館(右上)・府立植物園(左)・府立大学(右下)

概 説

1. 明治元年ころ～明治4年ころ

王政復古の大号令が出されて間もない明治元年秋、京都府は早くも小学校取建に関する構想を明らかにし、翌2年5月上京第27番組小学、のちの柳池小学校が開校されたのを皮切りに、同年末までには市内各番組を母体に64小学校が発足し、これがわが国における近代的学校教育制度の嚆矢となった。その趣旨は、元年9月の「示達」に、「今般洛中江小学校を興し幼童者江読書手跡算術之三事を相学はせ加之講談等を以人々教を教シ忠孝之道をしらしめ度抑商家ニ生れいか程其道に賢しと雖御触書又ハ願文等一通りかきよみ不相調而ハ全く盲人同様實に可恥事ニ付七八才より拾五六才迄は専ら右之三事稽古致すべき事なり」とあるように、管内町民の子弟に初等程度の教養を施し、また府民一般に新政の何たるかを普及・徹底するための、いわば上意下達の機関たらしめんとするところにあった。しかも7年1月の『小学校取調書』が、「学務ト区内ノ庶務ヲ兼ルモノニシテ、単ニ之ヲ云ヘバ学校乃チ区長役場ナリ」と伝えているように、これらの学校はたんに教育活動を行なうだけでなく、その他、各番組の徵税・戸籍・消防・治安などに関する諸務をとりあつかい、また公議集会の場所、府兵の駐屯所としても機能した。

京都府の教育計画に踵を接するように、明治政府は2年2月、「府県施政順序」中に「小学校ヲ設クル事」の一項を設け、また翌3月昌平校内に府県学校取調局をおくなど、地方学事の獎勵を図ったが、これが実施に移されたのは東京府・東北諸県の一部にすぎず、その時期もかなり遅れた。のみならずこれは、諸藩に対し何らの強制力をもたなかつたから、多くの地方では幕末の趨向をうけ、寺子屋の旧套を脱することができなかつた。こうした諸状勢の中に登場したのが京都府の小学教育であるが、とくにそれは、はじめから庶民一般を対象に構想されたものであるだけに市民的な傾向をいちじるしくした。その開明的性格について、のちに福沢諭吉が『京都学校の記』の中で、「市中を六十四区に分て学校の区分となししは彼の西洋にて所謂「スクール・デストリックト」ならん。この一区に一所の小学校を設け区内の貧富貴賤を問はず男女生れて七八歳より十三歳に至るものは皆来つて教を受くるを許す。学校の内を二に分ち男女處を殊にして手習せり、即ち学生の私席なり。別に一区の講堂ありて読書数学の場所となし、手習の暇に順番を定め、十八乃至十五づつこの講堂を出でて教を受く」などとのべている。

ところで京都府の小学教育が全国にさきがけ、しかも相当の実績をあげるには、それなりにいくつかの理由が指摘される。ここでは次の5つをとりあげて考えてみよう。

まず第1は、府の上層部に楳村正直—明治元年9月京都府出仕、2年7月権大参事一や広沢真臣らのごとき、長州藩閥の一員で、中央政府の顧官グループと緊密な関係にある人びとが位置していたということである。楳村については、元年9月から14年1月にいたる在職中、京都府の教育全般にわたって強力な指導性を発揮したことしられるが、これとても参与広沢真臣のつよいバック・アップがあつてはじめて可能であり、さらにその背後には、長州藩閥の首領木戸孝允の存在を無視しえないだろう。とくに木戸は、廟堂の重鎮として早くから教育の普及に熱心な人物であり、楳村や広沢らに与えた影響も決して小さくなかったと思われる。現に2年5月1日付の楳村宛書翰に、「小学校論尚得と御相談いたし置可申と相考失念いたし候い曲木梨へ相談置可申候間御聞可被下候何分にも論語一冊をかかへ五六六年も不知何事只なま間に相成候様之もの而已出来候而は却而国之大害故此御規律も乍疎第一と奉存候」（木戸孝允文書3）とあり、また3年3月3日付の同人宛書翰に、「乍此上土地之人民寛々自然と開化に趣き候様御誘導之大策只々仰処に御坐候御取締り方に而も御無人に而御困りに候はは早々被申越度屹度根本相締り人民之方向相定り候までは御地は決而油断不相成また手も不拔事と存申候」（同上4）とのべられており、彼が京都府で進展しつつあった小学教育に深い関心をよせ、これを直接・間接に支持する姿勢をとっていたことが分る。いずれにせよ楳村と広沢、さらに木戸とのつながりに注目すれば、京都府の教育事業はほとんどそのまま中央政府のそれに同じである。換言すれば、中央政府の趣旨を忠実に体現した一種の実験教育であったと考えられなくもない。

つぎに第2は、そのことの当然の帰結として、京都府の教育事業に対し、莫大な官金の援助があったということである。小学校の設立・維持の財源として、府は維新当時の没収財産や旧教諭所基金の流用、管内有志者の寄附金、各番組住民の竈別出金などを考えたが、その結果はあまり芳しくなく、経費の大部分を、2年秋天皇東幸にさいし京都府に下賜された米1万石、金10万両中から分賜の、各番組当り米100石、総計6,350石によった。この他、小学校建築費として府は元年12月、半額無利子10ヵ年賦返済の条件をつけて800円前後を各番組に下付したが一全小学校を対象にしたものではなく、自発的な出資の少ないところに重点的に行なわれ、金額は必ずしも一定しない—その財源もほとんどは、前出の下賜金によるものである。

そして第3は、京都府の管轄区域が極めて小規模の、しかも独自の構成のものであったということである。大政奉還により、京都守護職・所司代・町奉行所などが廃され、慶応3年12月膳所・篠山・龜岡の3藩よりなる京都市中取締所が発足、これが翌年2月には京都裁判所とな

り、さらに4月29日に至って京都府の設置となつたが、当初その管轄は、京都・伏見の両市中と山城国内の皇室御料および旧幕領地に限られ、しかも宮・堂上・官人・特別の社寺・諸侯およびその家臣団は権限の外にあつた。京都府が現行の規模にはほぼ匹敵するようになったのはかなり遅く、まず4年11月の廢藩置県により、山城全国および丹波国桑田・船井・何鹿3郡を管轄し、ついで9年8月豊岡県の廃止にともない、丹後全国および丹波国天田郡をその管轄下におき、ようやく府下18郡を発足せしめたにすぎない。いずれにせよ、京都府の場合、一行政区画内に譜代・外様、あるいは群小藩などの混在する府県の錯綜した利害関係はなく、しかももっぱら一般庶民を対象にしていたから、その教育政策の展開もかなり円滑にすすめられたとみることができよう。

さらに第4は、以上の京都府の管轄区域がもともとそこぶる高い教育レベルにあったということである。『日本教育史資料』卷9によれば、江戸時代から「学制」頒布ころまでに京都府に開設された寺子屋は566校に達し、全国的にも上位にランクされるが、その大部分は市中、すなわち草創期の京都府の管轄区域に集中している。この他、私塾の普及もめざましく、同じ資料によれば、34校が開設されている。もちろん寺子屋や私塾など、庶民教育機関の普及がそのまま近代学校の登場につながるものではないが、少なくともいえることは、そうしたいわばインフォーマルな教育機関の背後に、それを支え、動かしてきたさまざまの教育要求があり、しかもそれが、新しい制度の下での小学校の創出に無関係ではなかったということである。言葉をかえれば、旧幕時代にあった教育を尊重し、これに期待する精神的風土が明治維新以後もつよく引き継がれ、その新しい学校教育制度の構築に少なからぬ影響を及ぼしたということになろう。教育に対し違和感を覚えるのではなく、むしろこれに親しみを感じるという、いわば精神的レベルでの連続の他に、従来の寺子屋や私塾の規模や構成が大幅に、新しい小学校にもちこまれたという、その物質的レベルの遺産についても無視するわけにはいかない。因みに旧心学道場明倫舎をもって校舎にあてた下京第3番組小学校、現在の明倫小学校、また教師2名、助教3名、生徒603名という、明治初年の寺子屋としては全国最大の規模を誇った白景堂をほとんどのまま継承した上京第14番組小学校、現在の出水小学校などは、その代表的なケースとしてしられる。しかも同様のことは、市内、郡部ともに枚挙にいとまがない。

さいごに第5は、時期的にはやや遅れるが、東京遷都に対する京都府民の反応である。天皇東幸のさいの混乱は、「市民の失望落胆はその極に達し、人心銷沈し、百工萎靡し、恰も火の消えたる如き有様であつて公卿・諸侯も志士も官員も踵を接して東上し、献金御用金を荷担せる有力なる町人も京都を引き上げて東京に転ぜむとするに至り、且つ一般町人の大阪その他に移住するものも多く、曾て七万と称せし戸数が一万余を減ずるに至った」（公同沿革史）といわれ

るよう、政治や経済、あるいは文化や教育など、京都府民の生活全般にわたり深刻な打撃を与えた。一時はぼう然自失、為す術もしらなかつた人びとが期待したのは、明治新政がスローガンとして掲げる殖産興業—京都府の場合、伝統的な美術工芸を基盤にしながら、新しい西洋風の工業技術の攝取にも意欲的な姿勢であり、のちの勧業場・物産引立総会社、あるいは倉密局・製革場・養蚕場・牧畜場などの諸施設に具体化されていった一によるところの新しい街づくりであり、そのためにまず何よりも教育を普及し、人材を育成するということであった。すでにみてきたように、京都府の教育制度は、当路者の指導性にまつところが大きく、はじめはほとんど上から強制的に与えられたといってよいが、一方、これに府民の側から積極的に参画していった場合も決して少なくない。たとえば上京第27番組小学、のちの柳池小学校の開業にさいし、大年寄熊谷直孝は区内の有志者を語らい、独力で資金を調達し、府の下附金は一切これを辞退している。同様のことは、上京第11番組小学、現在の桃蔭小学校などについてもいえる。その他、各番組には小学校の維持・運営を永続的たらしめるための組織、小学校会社が設立された。これは下賜金、有志者釀金、竈別出金などを基金とするところの一種の金融機関であり、一般市民を対象に貸付を行ない、その金利を小学校費にあてようとするものであったが、なかには組中の困窮者に対し救助の法を講ずる社会事業的機能を有するものもあった。2年末にはほぼ出そろい、大部分は12年ごろ消滅したとみられるが、上京第30番組小学、現在の春日小学校、また第31番組小学、のちの銅駄小学校のように、19年ころまで存続したものもある。もっともこれらは、小学校会社の名称をもつものの、利益金を小学校費にあてるわけでもなく、預金や貸付の業務をもっぱらにする事実上の金融機関であり、小学校ともはや何らの関係をもたなかつた。

小学校の創設と相前後して、京都府には明治政府の手により仮大学校、のちの京都府中学校が発足したが、これはもともと堂上公家の子弟のために設けられた学習院(慶應3年11月廃止)をうけつぐものであつただけに、はじめから一般庶民を度外視し、さきの小学校とは全く別種の教育施設であった。すでに慶應2年10月岩倉具視の記した『時務策』の中に文武学校の構想がみられるように、人材育成は明治政府にとって焦眉の急の課題であり、明治元年3月まず学習院が再興され、翌4月にはこれが大学寮代となり、さらに9月これを改組して漢学所と皇学所からなる大学校代—京都仮大学校が発足した。大学寮代は、平田鏡胤・玉松操・矢野玄道らの国学者が立案した『学舎制』によるもので、どうしても皇学一辺倒の傾きがあり、一方これを批判して出てきた仮大学校の場合、「漢土西洋ノ学ハ共ニ皇道ノ羽翼タル事」(明治以降教育制度発達史¹⁾)とあるように、皇学の他、新旧諸学を積極的にとる姿勢を示すという違いはあったが、

その当初の教育目標、新政府の中枢にあって活躍する有為の人材を養成するという点に関して変りはなかった。したがって教育対象も、たんに宮や堂上にとどまらず、諸侯や非藏人・諸官人および、のちには地下官人・社家・諸藩士族などに拡大されたが、一般庶民は依然そのうち外にあった。翌2年夏には109名の学生を擁したといわれ、かなりの盛況を呈していたことが分るが、これも同じころ強行された東京遷都のため長続きしなかった。教師や生徒の多くが天皇に随従して東京へ去ったこともあるが、何よりも大きかったのは、政府が新しく東京に設けた旧昌平校を母体とする大学校をわが国高等教育の中枢たらしめんとし、従来の京都大学校の必要をみとめなくなったことである。事実、その廃止論が2年6月の大学校の新設を契機にふとうし、ついに同年9月経費の大巾な削減、建替を名目とする漢学所および皇学所の一時閉鎖などが行なわれた。この年の終りには、学生一同の熱心な嘆願により、皇・漢2学所を合併した大学校の再興が計画され、12月にはともかく授業がはじめられたが、政府側の態度は依然冷淡で、往時の活況をとりもどすにはほど遠く、翌3年正月大学校は東京大学校の手を離れて京都留守官の支配となり、さらに同年7月京都府に移管された。12月7日開校された京都府中学がその後身である。

新しい中学校は、すでにこの年の2月布達された「大学規則并中小学規則」による小学校と大学の中間に位する教育施設として、普通学を修めた16歳の小学卒業生に専門の諸学を教授し、22歳にして俊秀の者を大学へ貢することをめざしたが、その教育対象に依然変りはなく、したがって市中の小学校との連絡をもたなかつたから、別に校内にこれに相当する小学舎を付設した。開校にさきだち、府は太政官へこの中学校に上は華族から下は庶民に至るまですべての人びとを平等に入学させようと願い出たが、その効果はあまりなく、実際にこの学校に学んだのは、従来と同じく宮・堂上・地下役人・神官・僧侶・官員・士族などの子弟である。さきの小学舎は彼らを対象にしたものであるが、これも4年6月華・士族の貴属が府に移され、すべて市中小学校へ入学させることになったため廃止され、以後中学校は、国・漢学を教授する立成舎と洋学を教授する欧学舎からなる中等教育機関として面目を一新することになった。すでに中学校の開校と時を同じくして、独人ルドルフ・レーマンが傭い入れられ、河原町二条下ル現在の京都ホテルの地にあった勧業場前で洋学を教授したが、翌4年には米人チャーレズ・ポールドウインも加わり、ここに新しく欧学舎が発足した。立成舎と欧学舎の関係ははじめ必ずしも緊密でなく、むしろ対立することも珍しくなかったが、ともかく両学舎の併立によって、かねてからの教育理想、たとえば仮大学校が強調してやまなかつた皇学を根底に漢土西洋の学を羽翼たらしめんとする構想がようやく具体化されたわけであり、その影響するところは大き

かった。

中学校の性格についていま一つ注意を要するのは、それが一面京都府学務課として、市中小学校の取締りや管下全域の教化活動にあたったということである。すでに2年2月府は「中学校小学校建営趣意書」の中で、「中学校右ハ上京下京ニ各一ヶ所ヲ建営ス即大組ノ会所ヲ兼知府事以下時々出勤市中ノ救窮賑恤ノコトヲ始メトシ下情ヲ聴取シ講書道話ヲ以テ風儀ヲ教導シ布令ヲ告諭シ上意ヲ伸達スル処ニシテ部内俊秀小学校中ニシテ学術伸達スルモノ亦此内ニ選入ス」とのべたが、このときはまだ小学校の建設に精一杯で、中学校にまでは手がまわらず、この構想が曲りなりにも実現されたのは、京都府中学が発足してからである。すなわちそこでは、市中の小学校を巡回して市民の啓蒙教化にあたる巡講師がおかれて、また小学校の三道教師のために各々専門の講義がはじめられ、あるいは小学教師志願者の試験・級等の検定なども行なわれた。なお「趣意書」のいう一種の英才教育については、4年ころ、小学校の定期検査に抜群の成績をえた男女8名を官費でもって中学校へ入学させた事実があるが、これも翌5年11月文部省から官費支給停止の布達があって廃止された。

2. 明治5年ころ～明治11年ころ

明治5年8月頒布された「学制」は、全国を8大学区、256中学区、53,760小学校に分け、小学校は人口600に対し1校を置くこととした。これによれば、人口57万余を数える京都府では少なくとも950以上の小学校が設置されなければならなかつたが、このとき市中にはすでに番組という一種独特の学区制度を基盤に64小学校があったから、これをそのまま「学制」の趣旨に合致させることとした。すなわち旧番組を踏襲した新学区は、ふつう2,000から3,000、多いところで5,000をこえる人口を擁することになり、「学制」の規準をはるかにオーバーした。また学科教則についても、同年9月文部省から公布された「小学教則」とは別に、従来の小学校課業表をそのまま継続した。

「学制」頒布と同時に、文部省は従来府県が経営してきた諸学校の一たん廃止、新令によるところの設置を命じ、しかもこの方針は全国画一に強制されたのであるが、京都府の教育だけはその例外であった。府の上層部に大参事楨村正直（明治10・1知事）があつて敏腕を振ったこともみのがせないが、何よりも大きかったのは、明治初年以来の京都府の教育政策が、「学制」の構想するところの教育計画をほとんどすべてさきどりし、しかも相当の成果をあげていたということである。事実、有志者の釀金や竈別出金によるところの学校経営、またこれを可能なら

しめるための番組組織など、いずれも「学制」が期待した、学区制度を基盤にするところの小学校の維持・運営にはほとんど同じであった。

ところでかように、「学制」の頒布があつても、京都市中には大きな変化はなかつたが、府下では、これ以後、にわかに小学教育の普及がクローズ・アップされる。府下における小学校のもっとも早い例は、明治3年3月創設された久美浜小学校であるが、その設置責任者である久美浜県は、すでに2年1月小学校建設奨励を布達しており、この地方でも京都府とほぼ同じころ、小学校経営の構想のあったことが分かる。もっとも府下一円に小学校設立の機運が台頭したのは、廢藩置県により、旧來の錯綜した支配関係が一掃され、加えるに当局の熱心な勧奨がはじめられてからのことである。すなわち5年2月宇治郡第2区醍醐・日野・南小栗栖・石田の4カ村に小学校が開設されたのを皮切りに、各地で小学校の設立があつ次ぎ、翌6年末には早くも100余校を数えたが、京都市内に比べれば、依然低調であった。その最大の理由は、建築資金の下賜をえた京都市内の場合と異なり、郡部では出費のほとんどを賦課金に頼ったということである。事実、このころ府下各郡では小学校の設置をめぐる紛争がたえず、とくに6年7月には何鹿郡下の各地において一種の学校一揆が勃発し、大阪鎮台兵2箇小隊の出動、そしてまた楨村参事以下府当局者の熱心な説諭によりようやく事なきをえた。これより先、5年7月京都府は中学校内の学務吏員を小学巡講師に任じ、府下全域に派遣して小学教育の必要性を強調させたが、その効果もかなりあったとみえ、ようやく7年には市内64小学校の他、諸郡の維持する小学校は202校に及び、市・郡の教育レベルがほぼ拮抗した。このことを裏書きするように、『文部省第二年報』（明治7年）は、「今や山城全国丹波三郡イカナル僻村貧戸ト雖モ学校ノ大益タルヲ知ラサル者無ク競テ其隆盛ヲ望ム」とのべている。

小学教育の普及にともない、とうぜん教員の需要が増大するわけであるが、京都府ではすでに、明治2年以来の小学校に勤務する大量の三道教師が存在したから、教員養成もさることながら、新教授法の伝習という、その再教育の方がむしろ問題であった。「学制」頒布のころ、この仕事はおもに中学校で行なわれたが、間もなく集書院や下京第18番組小学、現在の菊浜小学校内に講習所が設立され、さらに8年9月には、これら講習所の他に予科教場の構想が建議され、これが母体となって翌9年5月御所内の旧准后里御殿を仮校舎とする京都府師範学校が発足した。

学校の規模ははじめ学務課員を兼務する教師8名、生徒67名であったが、同年6月には桑田・船井・何鹿3郡の希望もあり、民費によって園部分校を設け、やがて11年1月にはこれを吸収・合併するなど、しだいに強化・充実の方向へすすんだ。新教員の養成とともに、旧教員の

伝習も依然大きな問題であり、10年2月には、従来混乱していたカリキュラムを整理するためもあって、生徒を甲乙2科に分け、前者に全教科を課し、後者にもっぱら教授法を伝習させることとし、その他、遠隔地の人びとを対象に同校からしばしば教師が派遣され、新教授法に関する講習を行なった。

「学制」の影響の外にあったのは初等教育ばかりでなく、中等教育や専門教育などにおいてもほぼ同じ事情があった。すでに3年12月政府から京都府へ移管された中学校は、管内の小学校の取締りにあたるとともに、和・漢・洋の3学を教授することになったが、「学制」頒布以後もこの方針に変更はなかった。6年2月には文部省の命により一時中学の名称を廃し、管内市郡小学取締所あるいは仮中学と改めたが、その名称からも察せられるように、従来保持してきた独自の性格をそのまま継承している。すなわち市郡小学取締所としては、巡講師の派遣や小学教師の選抜・評価・研修など、学務行政全般にわたる事項をとりあつかい、事実上京都府学務課の機能を果したが、一方ではまた、仮中学として、和・漢学を中心に、その周辺に各種の洋学を配するという、きわめてバラエティに富む中等教育を展開した。なお、同年7月には現在の府庁舎の位置に校舎を新築して、それまで散在していた立生学校・独逸学校・英学校・数学校などを統合したが（仏学校のみは依然別置）、7年4月には官費の補助が停止されたため、これらの学校の維持・運営が困難となり、英学校では教師を2名から1名に減じ、また8年3月には仏学校の閉鎖、さらに9年5月には独逸学校の医学校への併合（予備学教場）などが行なわれた。

この他、女子の中等教育機関としては、すでに5年4月に創設された新英学校および女紅場があり、華・士族の子女に英語や和洋女紅を教授したが、7年6月英女学校、そしてまた9年5月女学校へ改組されたころから府下全域の新小学校の卒業生を収容するようになった。開校当時は、英人ボルンビイ・イーヴァンスやエミリイ・イーヴァンスらを中心に英語教育に重点をおいたためか、あまり評判がよくなく、生徒数もほとんど伸びなかつたが、女学校の発足にさしいし、従来の課程に和・漢学を加えることになったため、しだいに一般に迎えられた。もっとも入学者はふえたが、退学者も相変わらず多く、最初の卒業生24名が出たのは、ようやく13年になってからで、女子教育は概して不振であった。

京都府中学校や女学校の停迷とは逆は、このころようやく民間の手になる諸種の中等教育機関が台頭してくる。江戸時代以来、京都府では私塾や寺子屋の普及がめざましく、その多くは「学制」頒布以後も継続され、初等教育を補足し、また一部は中等教育を施したが、とくにこのころ開設されたものの中には、新時代の教育要求にこたえるべく、英語や数学、理化学など

を教授するものが少なくなく、事実上の中学校として機能したが、市内においては京都慶應義塾、同志社英学校・同女学校、愛良学舎、府下にあっては天橋義塾などの登場が注目される。

まず京都慶應義塾についてみよう。明治初年の京都府の小学教育が『西洋事情』に裨益するところが少なくなく（京都府教育史）、また楳村正直ら府当局者が早くから福沢諭吉に接し、その教育意見を徴していたということなどから、慶應義塾と京都府の密接な関係がしられるわけであるが、7年4月発足したこの学校は、むしろ福沢の京都府教育—この場合府立中学—に対する一種の批判の現われであると考えられなくもない。たしかに仮中学校の一部を借りて設立されたという事実は、福沢と当局者の親しい間がら、またこの学校に対する京都府側の期待をかなり雄弁に物語っているように見える。だが福沢自身はもともと、「京都府下に行はるるポリチックの有様には、我輩の悦ばざるケ条も可有之候得共、固より我輩の閑する所にあらず、唯京坂の間に学問を勧めるの一つに付、これを助る者あらば其助を借るべきのみ」（福沢諭吉全集）、あるいは「京都にて我輩の唱る教授の法人情に適し、教る者にも習ふ者にも都合宜敷候得ば、官立の中学校を憚るに不及、官員と熟談の上、中学校を丸で廃し、官の名を止めにして我輩の一手に引受て可なり」（同上）などという立場をとっており、京都慶應義塾は事実上府立中学に拮抗するものであった。もっとも福沢の意図とはうらはらに、この学校へ入学を志望するものはありません、開校当時7名の学生数も9月には僅か2名にすぎなくなり、間もなく閉鎖された。慶應義塾側の支援の姿勢にも問題があったが、それ以上に大きかったのは、京都府側にすでに規模・内容ともに充実した府立中学一政学舎があり、それなりの成果をあげていたことである。

京都慶應義塾はほとんどみるべき成果をあげなかつたが、これが一つの刺激になって8年11月同志社英学校が寺町丸太町上ル東側の地に旧堂上高松保実の宅を借りて開校（翌9年夏には現在の地へ新築移転）、また10年4月には同志社女学校（はじめ分校女紅場として願出）が発足し、キリスト教主義に基づくところの中等教育をはじめた。同志社のプロテスタンティズムに対し、野村成美やビリヨン師らはカトリシズムに基づくところの中学校の設立を計画した。これが11年10月開校した愛良学舎である。もっともこの学校は、正則仏語学の教授を中心としたためか、あまり歓迎されず、学生も常時数名程度を上下するような状態であり、14年末には自然消滅した。

同志社や愛良学舎のいずれにもいえることであるが、キリスト教系の諸学校は、宣教師養成のための宗教教育などより、むしろ中等程度の普通教育—新島襄のいわゆるキリスト教主義による科学教育を施すための教育機関として機能した面がつよく、またそのことが京都府中学校や女学校の停迷がつづいていた時期に高く評価されるわけである。しかもこれが既成の宗教団

体に与えた影響は決して小さくなく、のちに京都府教育界にあって独自の存在として大きな役割を果すところの、仏教系の中学校や専門学校も、その大部分はこのころ教育機関として整備されたものである。

府下の私立中学校の中でもっとも早かったのは、8年10月与謝郡宮津町（当時は豊岡県）に小笠原長道ら旧宮津藩士30余名の結社を母体に発足した**天橋義塾**である。その「塾則」第1条に、「人材の教養に論なし、小学教員を保護し民権を暢達せん為めに創立するなり」とあるように、この義塾は既存の小学教師の学力向上と自由民権思想の鼓吹をめざす、一種独特的の教育機関であり、とくに後者については不平士族の巣窟と化す恐れありとして当局側のきびしい監視を免れることができなかった。もっともそうした反面、11年9月には慶應義塾から綾部文蔵をむかえ、英語や数学を教授するなど、中等程度の普通教育にも熱心であったから、学校の評価もしだいに上り、一時は生徒も100名近くに達するほどの盛況をみせた。

「学制」は専門教育に関する何らの規定も行なわず、専門学校という名称も12年の「教育令」にはじめて登場したにすぎず、その内容も専門学科を教授する学校をすべて専門学校とみなす程度のものであったが、京都府にはそうした種類に属する学校として、このころすでに医学校・農学校・画学校などがある。もちろん中等教育をふまえた、かなり高度の医学教育を施す医学校と、後二者のように、せいぜい中等程度の実業専門教育を施すものとは同一でない。だがいずれの場合にも、その創設のさい、府当局のつよい指導性が働き、また経費の大半を民間有志者の寄附金にあおいたことだけは否定できない。つまりこれらの学校の形成過程は、同じ時期の私立中学校と異なり、むしろいちじるしく小学校のそれにていた。

まず**医学校**は5年11月療病院として市内栗田青蓮院を借りて発足した。その名称からも察せられるように、はじめここでは診療活動に重点があったが、一方また、医学教育も軽視されたわけではなく、その「外国教師にて教授する医学教則」にもみられるように、かなり程度の高い教育活動が展開された。9年5月には医学予科学校が府立中学内に設けられ、専門医学教育のための準備階梯となり、さらに12年4月にはこれを廃し、新しく療病院内に医学予科および医学校がはじめられた。

農学校の起源はすでに4年2月京都府が勧業政策の一環としてはじめた牧畜場にさかのぼる。当初、洋式農法の中でも、とくに牧畜・獣医に関する伝習がヨンソンやウイードらのお傭農牧師によって行なわれたが、9年10月船井郡須知村蒲生野に設けられた京都府農牧学校では、その「農牧授業生規則」に「**外國ノ長ヲ取り内國ノ短ヲ補ヒ、大ヒニ日本農事旧面目ヲ一洗セシム**」とあるように、西洋農法一般に関する知識や技術の習得がめざされた。札幌農学校や駒場

農学校とともに、近代的農業教育の先達として評価されるこの学校も一般にはあまり歓迎されなかつたとみえ、定員30名を確保することも難しく、12年5月廃止された。失敗の理由として財政難など種々あげられるだろうが、なかんずく京都府側の勧農政策の姿勢、新しい西洋農法の摂取に熱心なあまり、伝統的な農業経営への視角をほとんど欠如したところに大きな問題があつたものようである。

医学校や農学校が明治初年以来の欧化主義政策に裏打ちされた、いわば洋式学校の典型であったのに対し、**画学校**は11年9月の南画家田能村小虎や北画家幸野楳嶺らの建議にみられるように、京都の伝統的産業を発達させる土台としての美術工芸教育をめざし、したがって新しい手法の摂取もさることながら、それ以上に伝統的手法の尊重に熱心であった。経費の関係もあったのか、これが府立学校として正式に発足したのは、13年6月のことであり、22年9月には京都市に移管された。

学校教育にめざましい成果をあげつつあった京都府は、社会教育にも意欲的であった。とくに注目されるのは、5年9月開設された**集書院**である。その起源はふるく、4年6月大黒屋太郎左衛門が学習院および大学校の所蔵本を借受けてはじめた貸本所、さらにつれてこれを拡充して5年4月設立した集書会社一書籍会社などにある。設立当初の事情を勘案して、はじめ集書院の経営は旧集書会社に委託されたが、間もなく財政困難に陥り、9年1月にいたり正式に府へ移管された。民営から公営へ切り替えられた一事をみても、集書院の事業内容があまり芳しくなかつたことが分かるが、ともかくそれが、文部省の書籍館にさきだつわが国最初の公共図書館として機能したことの意義は決して小さくない。というのは、その発足のさいの布告が、「市郡学校の盛なる殆邑に不学の戸なく、家に不学の児童無らんとす。然共人々に老少の別あり、職に煩閑の殊なるあり、皆学校に入るを得ず、天下の形勢日に明に、学術も亦月に進み、新書珍籍時を逐て争ひ出づ。皆学校に満るを得ず、是に於て集書院を三条高倉之西に開き、古今の典籍を蒐輯し、普く諸人の観覽に供す。夫智を磨き材を達することの學に在ると、卷を開けば必ず益あるとの事は、固より言を俟ざれば、宜く正職本業の余暇を以て、此院に入り遊戯に費すの時間に換へて、樂を誦讀之際に求め、各一身を起し遂に此の世に益あらんことを要せよ」(府庁文書 明1-11)とのべるように、これにより従来学校教育に無縁であった一般大衆も、新時代の何たるかをしり、その文化の恩恵をうけることが可能であったからである。

同様の試みとして、4年10月以来、毎年のように開催された**大博覧会**—5年に発足した半官半民的な団体、京都博覧会社によって運営—がある。「人心を開化發明する」、「各其職業の裨益、学術の進歩をなす」(京都博覧協会史略)というその目的、そしてまた大量の觀衆動員数—4年

は1万余人であったが、翌5年3万余人、さらに6年40万余人を数えた一などからみて、かなりの成果をあげたことが分かるが、10年代に入るとしだいに当初の教育的意義を失ない、お祭行事的なものと化した。

3. 明治12年ころ～明治18年ころ

いわゆる**自由教育令**の頒布により、初等教育は全国的な規模で後退し、各地で小学校の廃止や建営の中止、就学率の低下などの現象がみられたが、京都府の場合、楳村知事がもともとそうした方向に批判的で、「学制」以来のきびしい干渉主義の姿勢を崩さなかったから、ただちに初等教育の分野で、学事の停滞は問題にならなかった。事実、この時期の就学率は、明治12年の52.3%、そして13年の53.3%にみられるように、僅かではあるが上昇している。もっともここで注意されてよいのは、この数字が京都府全体の就学率を示すものであり、同じころ、市内のそれは59.6%から56.0%へ下降しているということである。その理由として、「教育令」のいわゆる学校設置の自由が廃止の自由に読み替えられた、あるいは学令児童の就学義務に関する規程がいちじるしく緩和されたことなど、種々あげられるが、なによりも興味ぶかいのは、明治初年以来、京都府当局により展開されてきた「急進的指導主義」(京都府教育史)に基づく学校教育制度がようやく破綻をみせてきたことであろう。

市内ではすでに64小学校の創設のさい、府当局の度々の説諭によって半ば強制的に学校の設置が行なわれ、しかも「学制」の頒布により、こうした方向にいっそうの拍車がかけられたという事情もあって、初等教育の普及がいちじるしかったが、所詮、地域住民の教育要求と無関係に強行されたプランが長続きするはずがなく、10年前後には早くも就学率の上昇が頭打ちになった。これとは逆に、郡部においてこのころ初等教育が発達したのは何故だろう。まえにもみたが、もともとこの地域は、いわゆる急進主義のうち外にあり、「学制」の頒布以後、ようやく小学校の設置が軌道にのり、したがって当初、就学率も決して高くなく、市内に比べれば雲泥の相違があった。ところが明治10年ころから、両者の地位は逆転した。干渉政策が市内の場合、ほとんど飽和状態に達し、一方府下にあっては、村落社会の構造上、その徹底がよりやすかったということはあるだろう。また後者の場合、時間的に遅れて出発しただけに、地域住民の教育要求をかなりの程度汲みあげることが可能であったといえるかもしれない。いずれにせよ京都府全体の就学率は、「教育令」の公布のころより横這いの状態をつづけ、とくに市内のそれは下降の一途をたどった。この傾向は、翌13年12月「改正教育令」の公布によって全国

的に従来の干渉主義が復活されたのも変らず、加うるに14年1月には府知事楳村正直の退職があり、致命的な打撃を蒙ることになった。すなわちこの年、市内はもちろん、府下全域において就学率の後退がみられ、前年の53.3%から一挙に49.8%に下落した。その余波はしばらく続いたようで、翌15年の就学率はなお50.8%にとどまっている。

明治初年以来、京都府政のトップ・リーダーとして楳村の果した役割はきわめて大きく、とくに教育事業に関して、彼の先覚者的意識を抜きにして論することはほとんど不可能である。小学校はもちろん、中学校や女学校、あるいは師範学校・医学校・農学校・画学校・盲啞院など、さまざまの教育機関の登場が、彼の積極的な勧奨、ときに強制的であることを辞さない政策態度によるものであったといっても過言ではない。もちろん、こうした楳村の一種理想家風の完全主義がもたらした反動も決して小さくなく、すでに「教育令」の公布されたころ、市内にその一端がみられたわけであるが、14年1月彼の退職により、そのことはいっそう決定的なものとなった。初等教育においては、さきにみたとおり、就学率のいちじるしい低下となって現われたが、その他、中等教育や専門教育などにおいても、このころ発足した府会を中心に、教育費の削減や学校の改廢がしきりに論じられた。事実、15年5月の府会では、「一ハ以テ教育ハ可成的放任スルノ主意ト一ハ地方税ノ年一年ヨリ増加シ殆ント堪ヘ難キノ場合ニ至ルトニ源因スルナリ」(府会決議録 明15)などという理由から、中学校と医学校の廃止が議決され、北垣知事はこれの撤回をその後数回にわたって画策したが果さず、ついに府会の決定を無視し、ようやくこれら2校の存続を可能にするという有様であった。同じころ、師範学校や女学校についても、教育費の削減が問題にされている。

このように楳村退場の影響は大きく、その後しばらく京都府の教育には停滞ムードが支配的であったが、それにもかかわらずこの時期に創始され、京都府にあってはもちろん、全国的にみても注目すべき成果をあげたものがないわけではない。その代表的なものとして、盲啞院と私立中学校、そしてまた各種学校の3つをあげることができるだろう。

盲啞教育の着手はふるく、すでに明治7年上京第19組小学、現在の待賢小学校訓導古河太四郎が啞生2名を教授し、また11年盲生1名を教授したことにはじまるが、これを公立の教育機関として独立せしめようとする動きは、愛媛県士族遠山憲美の構想に負うところが大きい。府立盲啞院をいう遠山と、必ずしもそれにこだわらない古河の主張とは対立する点も少なくなかったが、いずれにせよ、盲啞教育の積極的な充実が焦眉の急であることについて異論があるはずはなく、11年5月開業式を挙行した盲啞院は、院長古河太四郎、御用掛遠山憲美というスタッフで、新旧二者の協同の下に出発した。その維持・運営の費用は、さきの小学校の場合と同

じく、半ば強制的な賦課金によった。すなわち東西両本願寺を筆頭とする管内の有力社寺、その他有志者の寄附金、および市内各小学区の醸出金などがこれにあてられた。翌12年4月正式に府立盲啞院となったのも、この制度にさしたる変化はない。ところでこの種の組織的な盲啞教育は、わが国最初の試みであっただけに、数々の失敗もあったが、一方また、その「独自の工夫研究試行実験」（京都府教育史）によるところの成果も少なくない。とくに古河太四郎を中心にはじめられた独特の教育方法—盲生には木刻字・針跡字・感覚法、啞生には発音法・画掌問答法・手勢法、そしてまた「自己食力の便を得しむる」（同上）ための職業教育—盲生には音曲・按鍵術・紙撲細工、啞生には彫鏽・指物細工・刺繡は、各府県のみならず、遠く諸外国の盲啞教育にも大きな影響を及ぼしたという。

「学制」が府下全域に滲透し、新小学校の卒業生が輩出するようになる10年代のはじめに各種の中等教育機関が登場したことはすでに述べたが、さきの天橋義塾に刺激されたようななかたちでこの時期、府下に盈科義塾・南山義塾・愛民義塾などが創始された。まず盈科義塾は、12年11月亀岡地方の有志者の結社を母体に発足し、旧亀岡藩校教官吉田大年を中心に和漢書・西洋訳書・算術・英語を教授、生徒数も常時7,80人に達するほどの盛況をみせた。なお、この塾においては1週間1回講述会および法学研究会が行なわれており、自由民権運動の影響をうかがわせるに十分である。つぎに南山義塾は、14年6月城南地方の有志者の結社を背景に出発したが、その前身は田辺町の私塾、山口正養の盍簪義塾である。もっとも校舎は開校時三山木村に新築し、教師も天橋義塾の卒業生木村栄吉を招聘するなどし、その規模・内容ともに盈科義塾にはほとんど同じであった。さらに愛民義塾は、14年8月同じ綴喜郡大庄村に有志者50余人の結社を基盤に発足した。趣旨はその他の義塾と同じところも少くないが、とくにこの場合、初等教育修了後の子弟に対し、一種の成人教育を施そうとしていた点に特色がある。すなわちそこでは、都市の大学や専門学校へ連続するような中等教育でなく、むしろ農村にあって社会生活を円滑に行なうための教養の修得に力点がおかれ、いきおい道徳教育が強調されることになった。もちろん天橋義塾などの場合にも同様の特性を指摘することができるが、それらが一方において、上級学校への準備的教育を重要視していたことは、この愛民義塾とはっきり異なる。

個々の義塾の相異点はともかく、この時期に登場したこれらの私立中学校に共通しているのは、いずれの場合にも地域住民一般の教育要求をかなり忠実に反映していた、すなわち小学卒業生に対し中等程度の教養を与えるべく学社を組織、これを母体に学校の維持・運営をはかっていたということである。天橋義塾や盈科義塾のように、自由民権思想を鼓吹する政社の教育機関的性格をもつものもないではなかったが、総じてこれらは公立学校的性格をつよくもち、

事実上府下の中等教育を代行した。16年10月の府会は3府立中学の増設を決議し、翌17年から三山木・亀岡・宮津の三中学校が開校されたが、これを可能にしたのはいうまでもなく、その前身として隆盛した南山・盈科・天橋の三義塾である。

中等教育機関に準ずる地位にあるものとして、このころ各種学校の台頭がめざましい。すでに「学制」時代に、私塾や家塾の開設がさかんで、なお整備の途上にあった中等教育のかなりの部分を代行したことを指摘したが、同様の傾向は、この時期においても例外ではなく、明治8年末には18校にすぎなかったものが、14年の『学事統計表』によれば、公立42・私立139、合計181校へ飛躍している。その内訳は大部分漢学塾であり、数学・筆道・外国语を教授するものもあったが、ふつうは一科一芸にとどまり、組織的な教科目を擁するものはむしろ稀であった。なお、ここで注意されてよいのは、公立各種学校の大部分を占める女紅場を中心とした女子教育の発達である。女紅場の歴史はふるく、明治6年2月上京第30区（柳池小学校）の有志者田中四郎右衛門、吉田茂右衛門らの建議により設置されたのにはじまり、同年末には早くも9校に達したが、これが府下一円に普及したのは10年代に入ってからであり、明治15年には公立26・私立61、合計87を数えるという盛況ぶりであった。その一は、上京第30区の「女紅場規則」に、「区内ノ婦女子ヲシテ女紅ニ從事シ、我國ノ衣服裁縫ハ勿論洋服ノ仕立、並ニ養蚕、紡織等ヲ教授シ益世ノ務、婦徳ノ道ヲ弁知サセ、聊文明ノ化ニ報セン事ヲ要ス」とあるように、初等教育修了程度の一般女子に日常生活に必要な技芸を施すことを目的としたが、いま一つ、祇園や島原などの遊所に設置された女紅場、婦女職工引立会社と称するものは、その「取立願書」の中に、「從前之弊風ニ因循セバ、終ニ遊蕩生涯ヲ誤ルニ至ラン事ヲ憫察シ、速ニ其弊ヲ撓テ各自ラ力ニ食ミ、各自ラ生業ヲ営ミ、聊タリ共世益ニ供スル之ヲ起サシメ、乍恐奉得府庁御保護漸次遊芸浮業ヲ転ジテ、実業正職ニ赴キ、後年其生業之安全ヲ為保度」とあるように、いわゆる娼婦・芸妓を対象にかなり程度の高い職業教育を施すことをめざした。事実、学校の規模・内容、カリキュラム構成をみても、前者がほとんど補習教育的な裁縫場を出なかったのに対し、後者は一種の実業学校の体裁をととのえている。ただ、この種の学校が果して何ほどの教育効果をあげえたのかは疑問である。16年10月の達により從来の裁縫場および女紅場は公立を問わずすべて手芸学校とみなすことになったが、このことはある意味で、婦女職工引立会社が所期の目的を達成しえなかったことを物語っているといえなくもない。それはともかく、このころから顕著になったのは、女子教育において從前の女紅と異なる、まったく新しい女紅、たとえば産婆学や看護学を教授する学校が登場してきたことである。明治19年佐伯理一郎によってはじめられた京都看護婦学校、翌20年同志社病院に附設された看病婦学校、また上

京第28組小学、現在の龍池小学校内に仮開校された産婆養成所など、その代表的なものである。

10年代に登場したものとして、いま一つみのがされてならないのは、京都教育会、のちの京都府教育会の存在である。教育問題を公議輿論にかけるべしとする主張は、すでに「学制」時代にさかのぼるが、これがいわゆる府県教育会として各地に普及したのは、11年5月文部大輔田中不二麿の上奏した「日本教育令案」中の教育議会や、同年12月同人の手による「教育国会ヲ創設スルノ議」などが世に出てからであり、14年6月のいわゆる教育会統制令の公布がこれに拍車をかけた。14年5月発会式をあげた京都教育会も、こうした時代潮流にうながされたもので、他の多くがそうであったように、上からつくられた官製教育会にはほとんど同じであった。すでに明治4年ころ、市内の小学校の有志教員が集って「切磋会」をおこし、相互に授業上の利害・得失を研究した事実があるが、この種の教育会は、各町村単位に一時期あるいは例外的に行なわれることはあっても、京都府全体を網羅するようななかたちで組織化されるまでには至らなかった。ところで新しく発足した京都教育会は、もっぱら初等教育の普及をはかるための教育行財政上の問題をとりあつかう学事会議的な性格をつよくもった。その設立が、学務課長野村彦四郎および中学校長今立吐醉の発議になり、またその時期が、槇村知事のあとをうけた北垣知事の着任早々であったことなどにも、当局側のこの教育会にかける期待の如何が推測されよう。要するに府は、槇村知事転出の反動もあって停滞ムードに陥った学事一般に積極的なテコ入れをする必要をみとめ、はじめからこの教育会を御用団体的なものとして構想したのである。このことを裏書きするように、創設時の教育会の幹事には、野村彦四郎（学務課長）・今立吐醉（中学校長）・坂原直吉（勧業課長）・林正躬（中学校教諭）・吉田秀穀（学務嘱）・辻直方（学務嘱）・西村七三郎（府會議員・銀行家）らが選ばれている。

官僚色がつよかつたためか、この教育会に対する一般教員の反応は冷たく、初年度の会員230名の中には官吏や実業家の参加が珍しくなく、そのことがまた小・中学校教員の参加の必ずしも多くなかったことを物語っている。その後も会員数はあまりふえず、一時は100余名にまで減少し、郡・区役所を通じて再三募集を繰り返した結果、ようやく現状を維持するという有様であった。「当時本会の情勢を見るに総集会と雖も出席者は五十名内外に過ぎず毎月開催せる常集会に至りては僅かに二十名を出です。京都市内の小学校長にして尚入会せざるものあり、入会せる三百余名の会員も唯名簿にその名を列するに止まり会費の滞納者は半数を超える、随って会計は常に不足を告げ負債をなして以て漸く事業を行ひ時には雑誌印刷費未払のため役員は出訴せられんとしたることありしが如き窮乏の状態にして、その萎靡振はざること實に甚しく、辛ふじて命脈を繋げるといふに過ぎず」（京都府教育会50年史）といわれるような状態が20年

代のはじめまでつづいたため、府は教育会の幹部を師範学校中心から学務課中心にうつし、また從来嘱託の地方委員を各々の郡役所吏員にかえるなどの組織がえを行ない、一方府下においても、部会設置、講習会開設、図書館創立などの諸事業に着手した。

これら一連の施策の成果については、23年1月現在370名であった会員数が翌23年2月一気に709名にふえたことにある程度うかがうことができる。もっともその官僚色はますますあらわになり、現場の教師たちには必ずしも迎えられなかった。20年の春計画された京都教員協会一教員の品格保全、相互救済、知識増進、健全確保などをめざして小学教員の有志者が発起、「京都教員協会規約」の他、その詳細は不明一はその先駆であるが、同じような動きは、このころ各郡に設置された部会内部に根づよかったです教育会執行部に対する批判、具体的には代議制の確立をめざす一連の規則修正案の上程などにもみてとることができる。もちろん教育会の組織や構成において、いくら欠陥や短所が是正されても、その根本的な改革が行なわれたわけではない。現に24年2月の総集会において採択された会長公選制にしても、実際にはこれまで推薦によっていた人物をそのまま選舉に移しかえたにすぎず、府知事や府會議長などが就任する慣例はそのままつづいた。同様の試みはその後も頻繁に繰り返されたが、府学政を翼賛、協同していくという教育会本来の基調には何らの変化もおこらなかった。

4. 明治19年ころ～明治40年ころ

明治18年12月太政官制が廃止され内閣制度が発足した。このとき初代文部大臣に就任したのは森有礼であるが、彼は、教育が国家経営の大本・基底であるという立場から、国民教育の普及による国民的統一の確立、さらには国家的独立の達成をめざし、国家主義的精神をもって教育を一貫する方針を明らかにした。翌19年3月から4月にかけて公布された「帝国大学令」・「小学校令」・「中学校令」・「師範学校令」などがそれであり、ここにいわゆる学校令時代がはじまつた。新しい教育制度の創始が、京都府に無関係でなかったことはいうまでもない。まず「小学校令」は、小学校を尋常・高等の2科に分け、修業年限を6歳から14歳にいたる8カ年とし、尋常科4カ年をもって義務教育としたが、京都府でもこの趣旨にしたがい、翌20年3月「小学校学科及其程度実施方法」を施行して尋常小学校を発足させ、また同年7月上京区高等小学校および下京区高等小学校の2校を開校した。「小学校令」の規程によれば、高等小学校は1学区ないし数学区に1校以上設置される必要があったが、多くの府県と同じく、京都府もまたその実施にあまり熱意をしめさず、郡部においても僅かに1郡1校程度の高等小学校を開設した

にとどまる。しかも当初、これらの高等小学校は独立の校舎をもたず、2・3の尋常小学校に分設されたものが珍しくない。25,6年ころには市内のほとんどの小学校が修業年限2カ年の補習科を附設し、これが30年代以後、各々高等小学校へ継承されたが、41年度から義務教育6年制が実施されたため、その大部分は廃止された。

補習科や高等小学科と並んで小学校内に付設されたものに、幼児保育科ないし幼稚園がある。その起源はとおく明治8年11月市内柳池小学校に附設された幼稚遊嬉場にさかのぼるが（明治10年ころ廃止）、これが府下全域に普及するようになったのはかなりおそい。17年6月府立女学校に付設された仮幼稚園、また同年竹間小学校に創められた幼児保育科などはそのもとも早い例である。これ以後、ようやく各地の小学校で幼児教育に注目する機運がおこった。すなわち20年には市内修徳小学校の他、府下でも宮津小学校に幼児保育科の付設がみられ、翌21年には、さらに新しく待賢、豊園、永松、揚梅、鴨東、開智、京極、銅駄の8小学校が幼児保育科ないし幼稚園を付設した。その後幼稚園の開設は逐年増加し、32年には市郡を合わせて55—府立1、市・町・村立46、私立8を数えたが、37年の日露戦争の勃発のさい、財政的理由で休園や廃園を余儀なくされたものが多く、しかも41年度から義務教育の2年延長が実施されたため、事情は好転せず、そのほとんどは復活しなかった。因みにこの年の園数は、市郡を合わせて26—府立1、市立10、町・村立7、私立5を数えたにすぎない。

初等教育の成否を左右するものとして森有礼は師範教育に大きな期待をかけ、いわゆる三徳性、順良・信愛・威重をそなえた良教師を養成するべく、軍隊式の教育制度を採用したが、「師範学校令」によって登場した京都府尋常師範学校もその例外ではない。25年同校を卒業した中島錦三郎は、当時の軍隊調の師範生活を回顧して、「自分共は恰も其の二年間で、すっかり整頓した時であったから丸で兵隊と少しも変らない。ずっと陸軍士官学校と同じ様なもので、彼は出でて将校となり、此は初等教育者となるのであった。衣食住を支給して、教科書の貸与は勿論、筆紙墨から鉛筆に至るまで、悉く給与になるのであるから、教育万能と言っても、随分すばらしい者であった」（圭璋自伝）とのべているが、なかんずくその完全給費制は各府県に大きな財政的負担をもたらしたため、不評であった。京都府でもこれを批判する声が早くからあり、現に21年12月府会は、この制度の撤廃を求める内務大臣宛の建議において、まず「給費ヲ与フルカ為メニ却テ其依頼心ヲ養成シ独立ノ精神ヲ狀賦スルノ傾キアリ且其検束ノ為師範学校生徒ノ性格ニ最モ養成ヲ要スル順良信愛威重ノ三氣質モ或ハ其裏面ニ於テ屈從姑息トナリ特ニ威重ノ質ノ如キハ殆ント得可カラサルカ如キ情状ナカラス」（府会決議録 明22）といい、ついで「特ニ其費ヤス所ノ金額モ亦尠々ニ非ラス我京都府会ニ於テ廿年度ニ支出セシ校費全額壱

万九千三百七拾五円九拾壹錢式厘ニシテ生徒給費ハ七千七百七円八拾五錢四厘ナリ二十一年度ニ支出セシ校費全額壱万八千四百式拾四円八拾五錢四厘ニシテ生徒給費ハ七千式百三拾式円七拾式錢六厘ナリ之ヲ校費ノ全額ニ比スレハ實ニ四割ニ当レリ豈地方税經濟中重荷ノ一ナリト云ハサルヲ得ンヤ」（同上）などとのべている。給費制の果す役割を憂えたというより、これを廃止することによって、学校経費の大幅な節約を行なおうとしていたことは明白である。

生徒には上・下2京と18郡の薦舉によって入学した一種生と直接師範学校へ出願して試験をうける二種生とがあったが、完全給費制の結果として、両者ともに卒業後10年間教職に従事する義務を免れず、とくに一種生の場合、5年間はその薦舉母体である郡区長指定の小学校へ奉職しなければならなかった。もちろんそれらの中には、女子も含まれている。もともと女教員の養成は、京都府女学校内にあった師範学科で行なわれていたが、「師範学校令」の公布により、これが京都府尋常師範学校へ吸収・合併された。41年4月には改めて京都府女子師範学校として独立したが、これはその前年、義務教育年限の2年延長がきまり、多数の教員養成が必要となり、しかも教育費負担を軽減するため各町村が安い教員、つまり女教員を雇いたがったためである。因みに京都府の女教員は明治20年ころまではきわめて少數であったが、日清戦争後の教員不足を反映してしだいにふえ、明治末年には全体のほぼ1/3に達した。

年 次	男 教 員 数	女 教 員 数	男教員100人に対する女教員の歩合
明 15	1,652	90	5.45
20	1,305	77	5.90
25	1,223	142	11.61
30	1,617	344	21.27
35	1,900	623	32.79
40	1,980	741	37.42
45	2,524	1,233	48.85

「京都府教育を論ず」（京都教育 大2.1.10）

「中学校令」は中学校を尋常・高等の2科に分け、地方税の支弁または補助になる尋常中学校については、各府県に1校しか設置をみとめなかったから、すでに4府立中学校を擁していた京都府では、早急にその整理・統合を行なう必要があった。19年7月早くも三山木・亀岡・宮津の3中学が廃止され、翌20年1月京都府尋常中学校が発足した。旧三中学を吸収・合併したとはいえ、新中学の規模・内容にはほとんどみるべきものはない。現にこの年、新中学は教員15名、生徒209名を擁し、校費8,147円を計上したが、これは前年度18年の教員16名、生徒215名、

校費27,151円（校舎新築費をふくむ）をむしろ下まわる。同じ年、三山木・亀岡・宮津の3中学の生徒合計が267名であったことを思うと、その凋落ぶりが容易に想像されよう。しかもこれに追打ちをかけるように、翌21年3月府会は財政上の理由から尋常中学校の廃止を議決した。

すでに15年5月の廃止決議にみられるように、もともと府会は中学校の維持・運営に冷淡で、郡部3中学校が発足したのも、たびたびその改廢を画策した。18年12月三山木・宮津の2中学を亀岡へ統合して京都府中学校の支校たらしめんとしたことなどその好例であり、「中学校令」の府県立中学1校の制限は、むしろこれを奇貨として利用した観がないでもない。京都府尋常中学校の廃止についても、同様の事情を指摘することができる。たしかにこの場合、新しく高等中学校を誘致するために莫大な経費が必要であるという大義名分はあったが、実際には府会の一貫した姿勢、中学経営は不急事業であり、すべからく民間に委ねるべきであるという主張が、ついに廃止決議にまで暴發したとみるべきであろう。もちろん廃止後の成算がなかったわけではなく、この決議の直後、4月1日、京都府尋常中学校は大谷派本願寺の委託経営に移管された。その間の事情について、北垣知事は開校式の演説の中でこういっている。

「今回経費ノ点ヨリ廃止スヘキ場合ニ至リシヲ以テ国道ニ於テモ之ヲ憂ヒ文部大臣及ヒ掛官ヘモ屢稟議ヲナシタルカ此際恰モ好シ本願寺カ獨力之ヲ維持スル事ニナリ茲ニ再興ノ基礎ヲ得遂ニ不朽ニ保持スル事ニ至レリ抑歐米ニ於テ宗教家カ設立スル学校ハ頗ル夥ク本邦ニテモ外教徒ハココニ注目スル事アルモ固有ノ宗教家ハ宗旨ノ為ニ設タルモノナキニ非ルモ完全ナル学校ヲ設立シタルコトナシ而シテ這回本願寺カコノ校ヲ維持スル事ニナリタルニ就テハ宗教家ノ事業ノ進歩シタルヲ喜ブナリ」（大谷中高等学校90年史）とのべている。

維持・運営の母体もさることながら、從来本願寺が經營してきた大学寮兼学部を合併したということもあって、この新しい尋常中学校は宗教色をつよくもったが、だからといって入学者のすべてに宗教教育を施したわけではない。その学科課程表をみても、宗門の子弟を対象とした教育は、別科における宗乘・余乗・哲学などによって行なわれ、本科においては英語や独語・物理・化学などを中心にした、從来のカリキュラム構成がほとんどそのまま引き継がれた。

宗教団体が經營する公立中学という、この一種独特のスタイルも長くはつづかず、26年3月には尋常中学校が本願寺から京都府へ返還された。主たる理由は、本願寺側の財政窮迫にあつたといわれるが、このころ、入学者の大半が一般家庭の子弟によって占められ、宗門出身がほとんどみられなくなったことも大きく関係していたと思われる。事実、25年9月の入学者141名のうち、宗門生徒は僅か15名を数えるにすぎない。返還と同時に、本願寺經營の大谷尋常中学校が新設されたことも、このことを裏書きするものようである。

京都府の手で再開された尋常中学校の規模・内容は、さきの委託経営の時代と大差なかったが、このころから入学志望者がだいぶふえ、これらの拡充計画が毎年のように府会の重要議題となつた。もっとも慢性的な財源難のため、実際に行なわれたのは、生徒定員の水増しや校舎の改・増築程度であり、30年1月の府会決議—尋常中学校の生徒定員を600名とし、市内に400名を収容する分校を設け、また郡部に1校を新設して300名以上を入学せしめ、合計1,300名前後の定員を確保しようとする遠大な計画も、実は尋常中学校の生徒数が大幅にふえ、その収容能力が限度に達したための非常措置である。現にこの年の在学生は855名であるが、これはその後も増加の一途をたどり、32年にはついに1,000名を突破している。こうした実情に迫られ、この年の2月ようやく府はさきの府会決議を繰り上げ、第二尋常中学校の新設を決定、翌33年4月から開校した。同じような理由で、34年4月、第三尋常中学校、また36年4月、第四尋常中学校、さらに41年4月、第五尋常中学校があい次いで開校された。その間、多くの私立中学校が登場したが、なかでも清和中学校一のちの立命館、京都中学校・平安中学校・東山中学校などは、府立中学校をむしろ凌駕する規模・内容をもち、京都府の中学教育のために氣を吐いた。

「中学校令」の規程には合致しなかったが、この他、多くの学校が事實上の中等教育機関として活躍した。とくにこの時期、急速に整備・拡充の実をあげたのは、京都府女学校に代表される女子中等教育および諸種の実業教育である。

すでに英女学校として発足したところから、京都府女学校はたんに女子に中等程度の教育を施すだけではなく、小学校や女紅場の教師養成にも熱心であり、のちにこれが師範学科となり、実験教育のための小学校や幼稚園を付設したが、19年4月にいたりこれら一切を京都府師範学校へ移管し、翌20年1月には東京府高等女学校の職制にならない、**京都府高等女学校**と改めた。

この当時はまだ、女子教育全般についての法的規制はなく、多くの女学校の規模・内容は貧弱であったが、京都府高等女学校の場合、開校当時すでに、「普通科の生徒一五五人、中英語兼修生一〇四人、裁縫科一九〇人、綴錦科六人、刺繡科六人、レース科二五人、併せて三八二人、内入舍生一一五人、通学生二六七人」（京都府教育史）という景況をしめし、かなりの水準を保った。開校の時期が尋常中学校の本願寺委託経営と同じであったこともあって、常に経費削減の矢張に立たされ、毎年のように東西両本願寺、財界有志などの寄付金を仰がねばならなかつた。現に22年から25年までの4年間に東本願寺から毎年2千円、合計8千円の寄付をうけているが、この額の大きさは、その間の高等女学校の総計費が3万余円であったことをみても分かるだろう。

生徒数は日清戦争をさかいで順調にのび、とくに35年には、「志望者が六百八十四名其内入学シタ者ガ二百四十名其割合ハ志望者ノ三分四厘残ッタ六分何厘ハ排斥セラレ所謂路頭ニ迷フ女学生デゴザリマス」(府会議事録 明35) という一種の受験地獄が招来されたため、37年5月第二高等女学校が新設された。同じころ、郡部においても女子中等教育を要望する声がつよく、同年4月南桑田郡立高等女学校、39年4月与謝郡立高等女学校、40年4月加佐郡立高等女学校、41年4月船井郡立高等女学校、42年4月天田郡立高等女学校などがあい次いで設立され、また市部でも、41年4月市立第一高等女学校の新設があった。その間、私立高等女学校の台頭もめざましく、34年2月京都淑女高等女学校が従来の規模・内容を改組して再発足したのを皮切りに、40年には京都高等女学校および菊花高等女学校、41年には精華高等女学校などがこれにつづいた。この時期の高等女学校の中に、すでに相当の実績をあげていた同志社女学校や平安女学院の名がみえないのは、32年宗教教育の禁止を通達したいわゆる12号訓令に対抗し、建学の趣旨を守るべく各種学校として存続したためと思われる。現にこの当時の統計書では、これらの学校は「高等女学校ニ類スル各種学校」にランクされている。

明治初年の実業教育が、新生京都を支える一つの主要な核として重視されたことはすでにのべたが、20年代に入って台頭した諸種の実業学校も、この路線を基軸に展開された点に変りはない。時期的に早かったのは、19年2月開校された京都府商業学校であり、これに次ぐものは、同年9月京都染業組合によって設立された京都染工講習所である。商業学校の創設については、すでに17年2月京都商業会議所長の高木文平より請願があり、府会でも激論が斗わされたが、その争点は、京都を産業都市たらしめるために商業と工業のいずれを先にするかということであった。西陣織や清水焼などの伝統産業の保護・育成という観点から、むしろ従来の京都市画学校を拡充して工業学校たらしめようとする主張も有力であったが、財政的な理由が大きく作用し、実際に登場したのは商業学校である。染工講習所の方ははじめ徒弟教育的な域をほとんど出なかつたが、27年10月京都市に移管、染織学校となってから、その規模・内容をしだいに充実していった。同年8月には市立美術工芸学校の発足もみられる。これはすでに24年4月画学校を改め、京都市美術学校と称したとき、絵画科と工芸図案科をおいたが、28年10月には新しく漆工科をおき、文字どおり京都的な工業教育に資するところが大きかった。

この他、26年4月の農事講習所に溯源をもつ農業教育があるが、これは府下の農村青年を対象に半カ月から1カ月程度の短期間伝習を行なうものであったにすぎず、どの程度の効果をあげたかは疑問である。もっとも28年3月には、これを母体に京都府簡易農学校が発足し、さらに31年3月これが京都府農学校に改組された。簡易農学校には移動分教場の制度があり、巡回

教授がさかんに行なわれたが、30年代に入ると諸種の実業補習学校が各地に設立され、しかもその大部分は農業補習学校であったから、農業教育の普及、そしてまた農事改良の方面にみるべきものがあった。

すでに「中学校令」が公布されたとき、京都府には高等中学校を設立しようとする動きがあったが、文部省はその資金の一部として10万円の寄付を懇意したから、議論が一定せず、府会では「第三高等中学校ヲ京都ニ置カルルニ付テハ教育上ノ利益ハ更ナリ経済上ノ利益モ尠ナカラザル故」(臨時府会議事録 明20) という賛成論、あるいは「地方経済困難ノ際ニ拾万円ヲ出スニ及ハス」(同上)、「地方税経済ヨリ支出セシモノガ府有財産トナラズシテ文部ノ財産トナルハ甚不道理千万ナリ」(同上)、「高等中学ニハ連合区域アリ京都ニ該校ヲ設置セザルモ区域内何レニカ設置スルハ必然ナリ左スレハ教育上敢テ差支アルヘキ筈ナシ」(同上)などという反対論が入り乱れ、紛糾をつづけた。いずれにせよ新規事業のための財源難に苦しんだことに変りはなく、結局これが、府立中学校資本金3万余円の高等中学校創立費への流用、事実上尋常中学校の廃止という犠牲を強いることになった。その間、若干の迂余曲折はあったが、ともかく22年8月第三高等中学校が大阪から市内吉田町へ移転された。発足当初は本科、実は大学予科と各種の専門教育を施す法・工・医の3分科を擁したが、27年6月の「高等学校令」の公布により、専門教育を教授する高等学校へ改組された。そのさいとくに、第三高等学校のみが全国高等学校中の例外として大学予科を設置しないこととなつたから、すでに大学進学の目的で在学していた生徒は、他の高等学校へ分属・転校を余儀なくされた。もっともこの状態も長くはつづかず、30年7月には早くも大学予科が再設され、同時に専門学部の生徒募集が停止された。加えるに34年、医学部が岡山医学専門学校として独立したため、専門学科は全く廃止され、以後第三高等学校は、事実上大学進学のための予備教育機関として存続した。

一種の専科大学として機能していた第三高等学校が改組された最大の理由は、30年6月京都帝国大学が創設されたためである。京都府側に早くから大学を設置しようとする動きのあったことは、大阪の大学分校を誘致して第三高等中学校とし、また第三高等学校を法・工・医の3専門学部で構成せしめたことなどによってしられる。あるいはもっとさかのぼって、明治初年の京都大学校以来の構想というべきかもしれない。いずれにせよこの場合、さきの高等中学校の創立と異なり、京都府側の出費はなかったから、とりたてて反対もなく、39年までには理工科大学・法科大学・医科大学・文科大学などの設置がみられ、漸次総合大学としての規模と内容をそなえるに至った。

ところでこの大学は、初代総長木下広次が、「東京帝国大学の支校にあらず又小模形にも非

ず全く独立の一大学なり己ニ一大学とせば固有の生存を為すには独特の資性を具へざる可らず」(日出 明30・9・17)とのべるに、はじめから東京帝国大学に拮抗する一種独特の姿勢をとった。たとえばその学科課程においても、東京帝国大学が1年の課程を設け、各学年の試験によって順次3年を進級せしめ卒業としたのに対し、学年と学科とを結びつけず、学生の志望や実力に応じ伸縮することのできる余地を与え、最低3年から最高6年の間に所定の課程を修めればよいとした。そのことの影響も小さくなかったのだろう。この大学には地元の第三高等学校のみならず、全国各地の高等学校からの入学志望者があとを絶たなかった。なお開校当初は、第三高等学校の卒業生が皆無であったため、入学者53名の全員が、第一高等学校など他高校の出身者で占められている。その内訳は、第一高等学校から19名、第二高等学校から10名、第四高等学校から7名、第五高等学校から10名、山口高等学校から6名、東京帝国大学から1名(転学者)であった。

京都帝国大学の発足と軌を一にして、諸種の高等専門教育機関が台頭するが、そのさい顕著な特色は、宗教団体の經營するものが多数を占めたということである。この種の教育はすでに明治初年から、各宗各派の手によって行なわれてきたが、多くは中等程度の教養を授受するにとどまり、一の専門学校としての体裁を整えるようになるのは、30年代に入ってからである。36年3月には「専門学校令」が公布されたが、これに基づき正式に専門学校として発足したものは、佛教系では、私立真宗大谷大学・私立佛教大学・私立佛教専門学校・日蓮宗大学林高等科第一部・私立真宗連合京都大学・私立臨済宗大学などであり、またキリスト教系では、私立同志社専門学校・私立同志社神学校などである。もちろんこの時期における宗教系の専門学校は、もっぱら各宗各派の後継者養成のための宗教教育を行なうものが普通で、同志社専門学校のように、高等学部・波理須理科学校・文科学校を統合し、したがって各種の高等専門教育を施したもののは、むしろまれである。

宗教団体と無関係な専門学校としては、このころ、私立京都法政専門学校と武術専門学校が開校された。前者は、高等教育の志望者で帝国大学への入学を果しえないものために、政治・法律・経済を教授することをめざしたが、そのスタッフの多くが京都帝国大学の教官であり、一時はその分校的な役割を果した。後者は、大日本武徳会によって創められた武術教員養成所をうけつぐもので、柔術や剣道の課程を主とし、その卒業生は師範学校や中学校の武術教師として活躍した。

なお37年9月には、京都法政専門学校が大学予科と大学部を設置して京都法政大学と称し、また45年5月には、同じく大学予科と大学部をもつ同志社大学が発足したが、これらはいずれ

も、「私立法律経済専門学校にして一箇年半以上の予科を備ふるものは大学の名を冠すること」(明治以降教育制度発達史4)ができるという特例によるもので、制度的には依然として専門学校の種類であった。宗教系の専門学校はこの規程の適用外であったらしく、大学や大学林、あるいは大学寮などと称するものが普通であったが、なかでも私立佛教大学や私立真宗大学などは、「専門学校令」の公布以前から大学の名称を用いている。

この他、京都府には官立の専門学校として京都高等工芸学校、また公立の専門学校として京都府立医学専門学校や京都市立絵画専門学校などがあったが、この時期に登場したものとして注目されるのは、「実業に関する高等の学芸技術を授ける」(同上)、いわゆる実業専門学校としての京都高等工芸学校である。その起源は26年8月、「京都府は我国工業の中心なり、京都の声誉を保持し、妙手名工の継承者を養成し、殊に日本工業を官設するに如かず」(教育時論 明26)という趣旨に基づき結成された官立工業学校期成同盟会一千田知事を会長とし、市参事会員・市会議員・市商工会議所議員・西陣織物製造業組合員・京都染業組合員・栗田陶器商工業組合員・京都陶磁器商工業組合員・京都刺繡工業組合員・京都漆器商工業組合員・京都織物商工業組合員など400名からなる一にあるが、これが陽の目をみるには、中等程度の諸種の実業教育が軌道にのるようになることが不可欠であった。事実、35年8月開校した京都高等工芸学校は、すでに20年代の後半に出そろった多くの実業学校の成果を完成するものとして染業科・図案科・機業科の3科を擁しており、これは同じころ、東京や大阪にあった工業学校が機械科や造船科・土木科などを備えていたのと対照的である。

日清戦争の勝利が実は教育の勝利に他ならない、維新以来の国民教育の成果であるという主張は、勝敗の帰趨が明らかになった明治27年末から盛んになり、そのさい、従来ややもすれば軽視されがちであった女子教育や実業教育の分野においていっそうの伸展が強調されたが、同様の主張は社会教育においてもみられた。京都府でもこのころ、諸種の社会教育機関の活躍がめざましいが、量的にも、質的にも、大きな成果をあげたと思われるには、補習教育をもっぱらにする夜学会、また地方青年男女の修養や実業の奨励にあたる青年会や婦人会などである。

各種の補習教育はすでにフォーマルな教育機関である実業補習学校で行なわれていたが、このころには、夜学会・日曜学校・教育召集・教育点呼・壮丁講習などというかたちで活発に行なわれるようになった。とくに一般的であったのは夜学会であるが、その多くは、村長や小学校長などの有力者がイニシアティブをとり、地方青年に対し、「風儀ヲ矯正シ并ニ日常必須ナル智識技能ヲ補習セシムル」(京都府初等教育優良事蹟)ことをめざした。小学校を会場とし、一定の学期を設け、比較的整備された教育課程をもったという点では、ほとんど実業補習学校に同

じであったが、一方その対象が、未就学児童・中途退学者・小学卒業生など雑多にわたったため、学則面はもちろん、具体的な教科目や学科程度などに一定の基準を確立するまでにはいたらなかった。財政的裏づけがなかったこともあって、大部分は小学校教員の篤志にまつほかではなく、その他、神官・僧侶などの有志者の援助によるところも大きかった。乙訓郡下各地の夜学会のように、早いものは10年代に登場したが、府下全域には20年代に入って普及し、とくに日清戦争の勃発以後は、府当局の上からの勧奨政策もあり、一挙にその数が増加した。日露戦争の場合も同様の事情があり、明治38年の『京都府統計書』では、「各町村若クハ部落ニ於テ之ヲ開設シ一町村内ニ數ヶ處ノ夜学ヲ有スルモノアリ其設ケアラザルモノ府下ヲ通ジテ一町五ヶ村アルノミニ至レリ」といわれるほどの盛況をみせている。戦争のたびに、その教育内容に、「軍事ニ関スルモノ」(京都府統計書 明38)、「軍隊教育ノ予習ヲナセルモノ」(同上)が付加されたことはたしかであるが、その狙いはもっぱら徴兵適令者の便宜を図らんとするにあり、一般会員にとってこの種の教育はまだ無縁である。その活動の一端をするために、次に相楽郡瓶原村青年夜学会の一覧表(明38・3・1調査)をあげておこう。

年度	夜会	学場	就学義務者員数	講師		学生在籍員数	学生年齢	夜学会期	学級	経費			
				資格	員数					村費補助	授業料	部落協議費	合計
明33 恭仁尋常高等小学校内	93	小学校訓導	560,000	82	82	11年19年 2カ月10カ月	4カ月	227,000	16,900	45,990	89,890		
34	"	70	545,000	66	66	12年19年 6カ月11カ月	3カ月	227,000	15,450	43,350	85,800		
35	"	82	545,000	86	86	12年19年 3カ月11カ月	3カ月	227,000	22,800	32,500	82,300		
36	"	66	545,000	86	86	12年19年 4カ月9カ月	3カ月	227,000	11,900	20,725	69,625		
37	"	77	539,000	63	63	11年20年 10カ月7カ月	3カ月	227,000	9,500	31,375	60,875		

会頭部長、副会頭村長、学監小学校長、取締役員・学務委員・世話掛区長、学科課程甲種、修身・国語・地理歴史・算術・理科・農業科・唱歌、乙種、修身・国語・算術・農業・唱歌。

35年度、36年度において就学義務者(小学校退学者ニシテ村内ニ居住セル未成年ノ男子)員数より出席数の多いのは、義務者以外の者(高等科卒業生、夜学会修了生)の就学があったため。

補習教育を主眼とする夜学会と他の社会教育機関との間にそれほどはっきりした差異はなく、たとえば中郡常吉村の青年夜学会のように、「青年特志者ノ申合セニヨリ開設シ爾來今日ニ至ルマデ継続シ秩序的ノ發達ヲナセルモノニシテ其ノ組織全ク青年自身が自活的ニ經營セルモノ」(京都府初等教育優良事蹟)、すなわち青年会の維持・運営になるものもあったが、大部分の青年会や婦人会の活動の主たる内容は、不定期的な集会における講演や談話にあり、その限りでは一定のカリキュラムをもち、定期的な教育活動を行なう、さきの夜学会とは区別される。明治初年に登場したものは、「町村青年ノ自由会合ニ過ギズシテ其施設セル事業ハ火防水防等ノ消極的經營ニ止リ」(京都府統計書 明38)がちであったが、このころになるとその事業内容もし

だいに豊富になり、とくに戦争という非常時局にさいしては、「会員大に興奮シ労働ヲ以テ出征者ノ家事ヲ助ク或ハ余暇ヲ以テ労力ニ從事シ献金若クハ蓄積ノ資料ヲ得又ハ恤兵慰問等ノ後援事業ニ從事セシモノ少カラザリキ」(同上)といわれるよう、この種の団体の活躍がめざましかった。このころ、府下各地ではじめられた実業談話会・丁酉教育会・青年協和会・孝子会・報徳社など、いずれもこのタイプである。これらがたんに講演や談話のみならず、巡回幻燈会を催し、新聞縦覧所や図書閲覧所を設置したことは、その是否はともかく、「青年ノ元氣ヲ振作シ其風儀ヲ改良スル」(同上)上に大きく影響したことをみとめざるをえないだろう。府当局でも、これがいわゆる地方改良の面で大きな意義をもつことに注目し、38年度から教育行政の監督下においている。

5. 明治41年ころ～昭和15年ころ

日露戦争の興奮もようやくさめた明治40年代は、小規模の好・不況の波はありながら、全体的には不景気の慢性化がすすむ時期であり、教育界においても義務教育6年制の発足以外にそれほどみるべきものではなく、やがて明治天皇の死、大正への改元が行なわれたが、実際上ほとんど変化はなかった。ところでそうした一種の沈滞ムードを一挙にやぶることになったのが、大正3年勃発した第1次世界大戦である。日清・日露の両戦役も、わが国の社会全般に及ぼした影響はすこぶる大きかったが、とくにこの場合、その第三者的位置からして、一時的なそしてみせかけの繁栄がもたらされ、またその反動として深刻な恐慌が招来し、政治や経済のみならず、学問・思想、あるいは国民生活の諸相にいたるまで、明暗の振幅がはげしかった。もちろん教育が、こうした好・不況のらち外にあったわけではなく、「教育上の新思潮は輸入紹介せられ、実際教育教授上の新主張は盛に学界を賑はし、教育制度は改善せられ学校は増設せられ、洵に空前の目覚しき変革が行はれた」(育英10年)といわれる一方、沢柳事件に象徴されるように、大学の自治や学問の自由への侵犯があらわになり、まだデモクラシー運動や社会主义思想の浸透によって米騒動以後、しだいに本格化した学生運動への思想善導を名とする徹底的取締りが行なわれるなど、明治教育にみられる一種調和的な相貌がようやく破綻をみせはじめた。これらの問題が京都府の場合、どのように現われたのか、以下もっぱら大正期を中心みてみよう。

京都府の就学率は明治35年90%に達したころから、年々上昇の一途をたどり、41年に実施された義務教育年限の2年延長の影響もほとんどなく、大正元年には男女平均の就学率は98%を上まわったが、この数値にもまったく問題がなかったわけではない。大正元年の統計が就学猶

予または免除の該当者として、「発育不完全及疾病ニ依ル者二百五十八人」(京都府統計書 大元)の他、「貧家ニ依ル者 千六百六十一人」・「児童ノ居所不明年未満不明ノ者百七人」(同上)をふくんでいたことをみても、その実態のおおよそが想像されよう。現に『京都教育』は、当時の模様を、「京都市最近の学事統計表に依れば 就学児童歩合は百人に付き九十八人二分一厘にて不就学者総数九百四十二人となり居れるも実際の不就学は決して斯る少数にあらずして各学年に於ける中途退学者は少くも六千五百余人に達し一学年にも入学せざる者のみにて五百人や六百人位あるは明に国民教育上實に看過す可らざる問題」であるとのべている。就学率の実質化をはかるための措置として、貧困家庭の児童に対し学用品の給貸与、昼飯料として日々米若干の給与、衣服・傘の給貸与などが行なわれたが、問題の根本的解決にはほどとおく、また就学児童の便宜のために構想された、市内10数カ所の特別夜学小学校は、財政的理由のため陽の目を見るにいたらなかった。

山積する問題はあったが、この時期、京都府が初等教育の普及・徹底に意欲的にとりくみ、それなりに大きな成果をあげたことも事実である。大正2年7月文部省が義務教育費国庫負担法の改正にともない、教育費節減の方針として打出した、小規模校の併合や3学級2教員制の実施をサボタージュしたことのみのがせないが、それ以上に特筆すべきは、大正6年から7年にかけ、木内知事によってはじめられた**地方視学制度**および**秀才教育**である。前者が臨時教育会議の答申した視学制度改善の先駆をなし、また後者が京都の実験教育として一時全国に喧伝されたことを思うとき、ここでその成否を問うてみることも意味のないことではない。

視学制度の歴史はふるく、すでに明治23年の「小学校令」に郡視学の設置が規定されているが、これがいちじるしく整備されたのは明治32年の改正によってであり、このとき登場した視学官・府視学・郡視学の3者による地方学事の指導・監督はかなりの実績をあげたが、大正年代に入り、ようやくその欠陥がめだつようになった。とくに問題となったのは、各郡に駐在して直接管下各小学校の指導・監督にあたる郡視学に適任者がなく、「漸次素質が低下し、指導の実力も権威も失墜するに至」(木内重四郎伝)り、視学制度そのものが有名無実化しつつあったことである。

この改善に目をつけたのが、着任後間もない木内知事であった。内務官僚的感覚で早くから地方行政における監察制度の重要性を強調したいといわれる彼は、大正5年11月の通常府会において、「現行ノ郡視学制度ノ下ニ於テ実際的ノ改良ヲ図ツテ、一方ニハ郡視学ノ俸給ヲ大イニ削減シテ最低度ニ下ダシ、別ニ数名ノ優秀ナル地方学事視察員ヲ新タニ設ケテ大イニ普通教育ノ督励振興ニ努力スル考デアリマス」(府會議事録 大5)とのべ、翌6年自ら人選して、国語担

任、算術および理科担任、体育担任、工業担任(のち歴史および地理担任1名を追加)の4名の地方視学を任命、これを知事専属たらしめた。

「從来の郡視学たる者、其学識に於て、其経験に於て、其徳望技倣に於て、一郡を指導するの声望に乏しく、多くは二流三流の人を以て之に任じたるが為、時に或は監督官たるの権威を弄して教員に臨み、往々無用の転免黜陟を行ひ、徒に教育社会をして神經過敏に陥らしめ、或は卑屈陰険の陋風を助成せしめたるの弊、蓋し少からざるが如し。何等かの時機、何等かの方法を以て一大革新を加ふるにあらざれば寧ろ教育社会の生氣を殺ぐべき無用の長物たるに終らんとせり」(京都教育)といわれるお粗末さもさることながら、1カ月の中20日を出張に費やし、いかなる僻村にも足跡を印したという地方視学の八面六臂の活躍が、一時かなりの成果をあげたことは事実である。ただそれが、現行制度とまったく別個にはじめられたものだけに、府視学や郡視学との関係を漠然たらしめ、屋上屋をかさねるようなきらいがなかったわけではなく、とくに俸給を最低限に落され、事実上郡書記の境遇に甘んじなければならなかつた郡視学をどう活用すればよいかなど、多くの問題をのちに引きついだ。

視学制度の改善が一段落すると間もなく、木内知事は**秀才教育**の構想を発表した。大正6年11月の通常府会における彼の演説は、その大要をこう伝えている。

「師範学校ノ附属トシテ特別ノ尋常小学ヲ新設致シテ当分四学級トシ、身体強健学才優秀ナル児童ヲ集メテ特別ナル教育ヲ施ソウト思ヒマス(中略)、近頃分団教育ノ方法が大ニ流行シテ居リマスケレドモ、是ハ同ジ教室内ニ於ケル優中劣ノ児童ニ対シテ多少區別スルト云フダケデアリマスカラ其ノ効果充分ナリトハ申シ得マセヌ(中略)、京都府ノ中デモ市以外ノ富メル町又ハ富メル村ニ於テハ、若干ノ之ニ類シタル施設ヲナシ得ルト思ヒマス、ソコデ私ハ先ヅ師範学校ノ附属トシテ此特別ノ尋常小学ヲ設置シタイト思ヒマス、京都市又ハ京都府内ノ資力ノ十分ナル町又ハ村ニ向ツテ此方針ニ依ルコトヲ勧告シヤウト思ヒマス」(府會議事録 大6)。

秀才教育の主張は、すでに明治末年柳保三郎の『教育病理及治療学』、乙竹岩造の『穎才教育論』などにみられるが、これを特別学級に編成するというかたちで実践したのは、京都府が最初であり、一時教育界の視聴をあつめた。「秀才教育の必要は余の二十年來の主張なり」(育英10年)という発言の真偽はともかく、知事自らが首唱者であつただけに、この実験教育はおむね好意的にむかえられたが、これに反対の意見もなかつたわけではない。その第1は、秀才教育を否定しないまでも、低能児教育に比らべて不急であるという主張であり、また第2は、天才は自然に生まれるもので作られるものでないという主張であり、さらに第3は、それが現代の民本的な思想に逆行するという主張である。いずれも相当の理由であったが、なかんずくそ

の第3、秀才教育を「差別的な取扱い」、「階級的特殊教育」(育英10年)と断する立場は、当時のデモクラシー的風潮ともあいまって、かなりの説得力をもった。

大正7年4月鳴物入りで発足した秀才教育の前途は必ずしも平坦でなく、6月には木内知事の転出のため早くも廃止の風評がたち、また経費削減の憂目にもさらされたが、その基本路線に変化はなく、その間、「職員の努力奮斗人知れぬ苦心」(育英10年)などもあって、しだいに「良好なる成績をあげ、種々の点で一般教育界の模範」(第二教室研究第六報告)になることができた。

もともと厳選された優秀な教員が、最新の設備や教材を駆使して、知能の高い児童に働きかけるのであるから、それ相当の成果があがったとしても決して不思議ではない。大正10年以後、しばしば発表された優良児教育に関する研究報告をみても、このことはよく分かる。だが、そうした一連の業績が、秀才教育のどの部分につながるのか、児童の生得的知能がそのことを可能にしたのか、それとも彼らをとりまく良好な環境によるところが大きかったのかは、依然はっきりしない。当時の新聞は、一方において秀才教育のプラス面をみとめながら、また他方、その過保護ぶりを皮肉って、「一粒選りの秀才を教へるには又一粒選りの先生でなくてはならぬ、どんな先生が懸かつて居るかといふにそこに抜かりはない、平々凡々附属師範出の先生なんかは一人もない、見給へ高等師範出が三人、中等教員の検定済が一人、夫れから特種の教授として師範校の先生が手工、図画に二人、地理に一人、体操に一人、博物に一人と堪能の先生を選んである。全で皇族か何かの教育のやうな有様だ。加之に教場も美しい、机椅子も特種の構造、斯んなにしたらどんな茶目でも賢くならざるを得ぬ」(日出 大7・6・9)とのべている。

義務教育修了者が上級学校へ進学する傾向は大正時代に入ってますますいちじるしく、このころ、**入学試験**のための準備教育が識者の論議の中心になり、大正末年には中学校の試験全廢論も唱えられた。すでに大正6年の調査では、市内62尋常小学校の卒業予定者5,431名のうち2,482名、つまり全体の4割以上が何らかのかたちで上級学校への進学を志望しており、中学校のみについてみても、その要求をみたすためには、2年に1校の新設が必要であった。

たしかにその後、公・私立の中学校や高等女学校、そしてまた各種の実業学校が次々と開設されたが、入学難の解消はおろか、その緩和にもそれほど効果がなく、依然、「中等諸学校を増設して入学難を緩和することは、實に目下の急務」(日出 大10・6・9)といわれる有様であった。新設校の絶対数が不足したこともあるが、それ以上に上級学校への進学志望者の急上昇が、その収容能力をうわまわったことの方が大きい。現に大正15年の調査によれば、京都市および隣接町村の尋常小学校90余校の卒業生11,453人のうち6,632名、つまり全体の6割弱が上級学校へ進学している。その内訳は次のとおりである。

学 校 别	尋 常 卒 業	高 等 卒 業	計
師範 男女	—	14 10	24
中学校 男女	930 —	21 —	951
女学校 男女	— 1,162	— 68	1,230
商業 男女	723 23	25 —	771
工業 男女	174 —	16 —	190
農林 男女	— —	5 —	5
水産 男女	2 —	— —	2
美術 男女	34 —	1 —	35
高等小学 男女	1,879 1,021	— —	2,900
その他の 男女	82 395	16 31	524

(日出 大15・6・23)

中等教育の普及にともない、高等専門教育機関の拡張が期待されることになったが、京都府には、すでに明治末年官・公・私立の各種専門学校および第三高等学校があり、相当の実績をあげていたから、その整備・拡充が当面の課題になった。とくに各種専門学校の間ではそうした機運がつよく、たとえば大正5年市内の公・私専門学校12校の生徒総数は1,853人であったが、翌6年には、私立系への入学者がふえたことによって、生徒総数は2,591人に達した。学校総数は前年どおり12校であったから、その規模が一挙に拡大されたことが分かる。

原内閣中橋文相の高等教育機関拡張案が発表されたころから、新設校もみられ、高等専門教育はしだいに充実していったが、なかんずく同志社女学校専門部や京都女子高等専門学校の存在は、女子高等教育の先駆をなすものとして興味ぶかい。公立女専の設立はこれよりかなり遅れ、昭和2年京都府立女子専門学校が発足したが、当初は独立の校舎をもたず、府立第一高等女学校に併設され、教授14名も府一高女の教諭が兼担するという有様で、女専としての資格に欠けるところが少なくなかった。このため昭和6年11月の通常府会に、府の事業整理の第一としてその廃校が提案されたが、かえってこれが、「女専一個の問題のみならず、日本女子教育界の大問題」(日出 昭6・11・15)として世論を喚起することになり、問題を一挙に解決した。すなわちこのとき、府立女専は、存続をみとめられるのみならず、寄付金10万余円をふくむ総経費13万円をかくとくし、独立校舎を新築することができた。教授スタッフその他の面でも、改善が行なわれたことはいうまでもない。

大学教育の分野では、大正7年「大学令」の公布により、官立大学の他、公・私立大学の設置がみとめられたが、京都府では大正9年同志社大学の設置を皮切りに、10年府立医科大学、11年龍谷大学・大谷大学・立命館大学などの開校があいついだ。同じころ、府民の間では官立の農学部大学・女子大学などの要望もあったが実現せず、官立大学としては明治30年以来の京都帝大が唯一の存在であった。新大学令が大学の目的について、旧大学令の「大学ハ國家ニ須要ナル学術ノ理論及応用ヲ教授シ並ニ其ノ蘊奥ヲ究査スルヲ以テ目的トス」に、「兼ネテ人格ノ陶冶及ビ国家思想ノ涵養ニ留意スペキモノトス」を付け加えたことにもうかがわれるが、このころから国家権力の大学教育への介入・統制がしだいに露骨になり、多くの事件や紛争の原因となった。大学の自治や学問の自由を守る斗いとしては、すでに大正2年の沢柳事件があるが、それが「官学精神と特權主義」(京都地方学生社会運動史)に固執する大学人の独善のゆえに、権力への緊張関係をあいまいにしていたのに対し、ロシヤ革命や米騒動を経験し、いわゆる大正デモクラシーの昂揚をみた学園では、反体制的勢力およびイデオロギーの成長がいちじるしく、それだけにまた権力の側の思想弾圧がきびしかった。国家主義や軍国主義の注入・鼓吹が日程にのぼったのもこのころである。大正14年現役軍人の配属による軍事教育の開始は、その端的な現われである。

学園の兵営化に反対する斗いは京大や同志社などを中心に行なわれ、これが同年秋の京都学連事件に発展した。「大逆事件にも比すべき重大犯罪だ」(京都地方学生社会運動史)というデッチアゲと仮借ない処分は、当時の学園が直面した暗い前途を思いおこさせるに十分である。現にこの事件以後、学園問題はほとんど毎年のように世人を聳動した。3・15事件(昭3)、4・16事件(昭4)、4月事件(昭6)、8月事件(昭6)、9・3事件(昭7)、第5次共産党事件(昭7)、滝川事件(昭8)などは、その代表的なものである。

明治44年通俗教育調査委員会が発足したころから、思想善導的社会教育の台頭がめざましく、各種の団体や教育機関に少なからぬ影響を与えたが、ここではもっぱら青年団、青年訓練所、青年学校の3つに焦点をあててみよう。

青年団の結成は明治末年から大正初年にかけて急激にふえたが、京都府の場合、明治38年すでに青年会数718、会員総数35,849人を数え、これを再編・組織するかたちで多数の青年団が生まれた。大正6年の調査によれば、青年団数292、団員総数42,000人を数えており、その着実な伸びがうかがわれる。青年団の果す役割については、すでに明治末年、内務省が地方改良の面から、また文部省が補習教育振興の面から、これを高く評価し、積極的な保護・干渉を行なった結果、しだいに官製色をこくしつつあったが、大正2年9月の「地方青年団体ニ關スル

件」、および同4年9月の「青年団指導発達ニ關スル件」などの通牒や訓令によって、そうした性格がいっそう顕在化された。しかもこのころから、軍国主義への傾斜も露骨になった。当時の新聞は、この点を批判して、「政府當路の眞意は我が青年会を軍隊化せんとするのではないか、是は決して吾輩の一家言でもなく、又単純な邪推でもない、雑誌近代思想の記者の云ふ所によれば、政府者は7歳から13歳迄の小学校と21歳から23,4歳迄の兵役と、更に24,5歳以上からの在郷軍人団と、及びその他の組織せられたる、若しくは組織せしめんとする軍國主義的教育に懐らずして、更に其中間である14歳以上20歳迄の有らゆる少年の軍國主義的組織と教育とを完成しようとするのである、果して然るか、平民政義の大隈伯を首相とし、同じく平民政義の高田氏を文相とする内閣として實に奇怪千万である(中略)、吾輩は我が青年会を軍隊化せんとするには、極力反対を試みんとするものである」(日出 大4・12・13)などとのべている。

青年団の軍隊化は、その後みせかけの「自主自立」、あるいは「自治」を正面にかけながら、着々とすすめられていった。すでに臨時教育会議は、学校で軍事教練を採用すべきことを建議し、これが大正14年中等学校以上に現役将校を配属して軍事教練を実施する制度となつたが、そのさい小学校卒業後、実社会で働く青年に対しても軍事教練を行なう施設が企画された。大正15年設置された青年訓練所がそれである。天下り的な施設であったから、その評判はあまり芳しくなく、京都府でも、「郡部ニ於テモ市部ニ於キマシテモ、政府ノ方針ニ依ツテ己ムヲ得ズヤツテ居リマス」(府會議事録 大15)というような状態であったが、ともかく昭和元年には586校を数えた。

勤労青年を対象とする教育機関としてはすでに実業補習学校があったが、新しく発足した青年訓練所の大半はこれに併設され、両者の区別は必ずしもはっきりしなかった。京都府の場合も同様の事情があり、全体の7割近くを占める380校が実業補習学校に併設されている。施設や設備の面だけでなく、教員も多くは両校の授業を兼任し、生徒もまた2つの学籍を有するものが少なくなかったから、やがてその統合が議せられることになり、昭和10年両者を合併・統一した青年学校が発足した。京都府でもこの年一挙に330の青年学校が誕生したが、その大部分が小学校その他に併設され、独立の校舎を有したもののはむしろ稀である。とうぜんのように就学率もあまり高くなく、該当者の半数にも達していない。14年4月には普通科2年を対象にした義務制が施行されたが、就学率は依然低調であった。もともと義務制は日中戦争以後の情勢に鑑み、軍部の入営前の青年に対する軍事能力養成の要望にこたえるためのものであったから、戦争が漸次深刻化するにしたがい、その拡充・強化が叫ばれた。16年4月本科4年の義務制が開始されたのもこのためである。もっとも生徒数の増大はそれほどみられず、京都府のご

ときは、学校数は415で、前年の412をうわまわるが、生徒総数は38,616人（本科生30,470人）で、前年度の43,337人（本科生33,837人）に及ばない。

6. 昭和16年ころ～昭和21年ころ

満州事変から日中戦争、さらに太平洋戦争へとなだれをうった日本ファシズムの嵐の中で、教育体制全体のファッショ的改革がはじまった。すでに昭和10年11月教学刷新評議会が設置され、臨戦体制下の教育理念として、「国体明徴」、「日本精神の顕現」を打出し、12年12月これを引きついだ教育審議会は、総力戦への突入をまえに、「皇國ノ道ニ則ル国民ノ鍛成」（近代日本教育制度史料 15）を、「すべての教育に一貫させ、その実現を期するような実際教育の改善方針の確立」（学制90年史）につとめた。16年10月の廃止にいたるまで、7つの答申と4つの建議が行なわれ、改革の方策は学校教育、社会教育、教育行政など、教育制度全般に及んだが、戦火の拡大にともなう非常時局の進展のため、そのほとんどは陽の目をみるにいたらず、わずかに国民学校と青年学校義務化が実施されたにとどまる。逼迫する戦時経済が、新しい教育計画の実現をはばんだことはいうまでもない。

昭和16年4月「国民学校令」の施行により、従来の小学校に代って国民学校が登場したが、これはさきの教育審議会の答申、13年12月の「国民学校に関する要綱」の「教育ヲ全般ニ亘リ皇國ノ道ニ帰一セシメ」をベースにするもので、「国民学校令」第1条に、「国民学校ハ皇國ノ道ニ則リテ普通教育ヲ施シ国民ノ基礎的鍛成ヲ為スヲ以テ目的トス」とあるように、もっぱら皇国主義に基づく初等普通教育の徹底をめざした。

京都府でも4月1日、府下各小学校で、「早曉を期して一齊に劇的な門標の掛け替へを行」（日出 昭16・4・2）ない、「我が国教育史上に画期的な進展を示す国民学校」（同上）が誕生した。その教育の実態は、間もなく発足した研究指定校が、「少国民鍛成教育の趣旨を実際教育に具現徹底せしめる」（京都 昭17・5・15）といわれ、また17年春市内各国民学校に設置された養護学級が、「広大なる大東亜に共栄圏に活躍しあジア民族十億の明日の指導者である少国民は、強いヨイコドモでなくてはならぬ」（京都 昭17・5・7）などとのべられているところに明白である。

18年4月には市内国民学校の大規模な整理・統合により、3校の廃止、6校の単独高等科への転換などが行なわれたが、これは独立青年学校の設置および義務教育8年制実施—この年の暮当分延期となる一にともなう高等科児童の収容施設を確保するためのものである。いずれも2年来の計画の成果であり、「決戦の教育体制」という美名の下に強行されたが、当時の教育

局長の談話には、「資材関係でどうしてもかうするよりほかに仕方がなかった。関係学校の学童諸君並に地元の人々には心からすまぬと思ふのであるが、やむを得ずやったことであるからそこのところをよく酌んで頂きたい」（京都 昭18・2・23）とあり、戦時体制下の教育政策の貧困ぶりがうかがわれる。

戦争の影響はたんに学校教育のみならず、子どもたちの生活の随所にあらわれた。この年の6月「戦時家庭教育要綱」が、学務課から府下各国民学校および市町村長に通達されたが、これは「決戦下、一億総出陣の決意を以て聖業翼賛に邁進すべきとき、国運進展の根柢に培ふ家の使命が重大性を加へつつあるに鑑み（中略）、我国家族制度の美風を振起し現代のアジアを攬ふ逞ましき少国民を育成薰陶する家庭教育の振起を図るため」（京都 昭17・6・10）などと評されるように、子どもたちの平和な家庭にまで決戦体制をもちこもうとするものであった。児童の心身の修養鍛錬のための林間学校が、「興亜は先づ健康より」（京都市教育）という観点から奨励される一方、虚弱児の鍛成や養護を除くほか、「避暑、遊覧または個人的旅行」（京都 昭17・6・17）が一切厳禁されたのもこのころである。

本土空襲が激しくなった19年夏ころから全国の主要都市で学童集団疎開がはじまつたが、京都府では翌20年3月25日からこれに着手した。これにさきだつ同月20日、京都市をはじめ山城一帯、丹波地方（北桑を除く）、丹後地方（奥丹三郡）で初等科児童の授業が一時停止されたが、これは、「日一日と苛烈の度を加へる空襲」（京都 昭20・3・20）によるもので、5月と7月にも同じような措置があった。その間、担任訓導をして町内を巡回させ、午前中は自習、午後は作業に当らせる、また町内有識者の指導する「寺子屋教育」（京都 昭20・5・31）の奨励などが行なわれたが、そこにはもはや教育の名に値する何ものも存在しなかった。

子どもたちの生活全体を塗りつぶした戦時色は、その他の教育機関の場合にも例外ではなく、中等教育についていえば、17年4月、「来るべき日、前線で銃執るつはものとなり、銃後を護る興亜の母となる軍国の若人は、すべて逞ましく強くなければいけない」（京都 昭17・6・7）という観点から、男子中等学校3学年以上に滑空科が正科として採用され、また女子中等学校生徒には薙刀や弓道が課せられた。18年になると、東山中学校のように、「戦ふ学徒の体育は米英撃滅と必勝をめざしてあくまで強靭な体力、不撓の精神力の鍛成に当り学窓から直に前線へ進撃出来得る皇國の若人を鍛へる決戦訓練でなければならない」（京都 昭18・4・1）と主張する校長の号令一下、クリークやトーチカをそなえた「戦場競技場」（同上）を完成し、行軍、銃剣道、射撃、滑空、水泳など、「見敵必殺の戦技訓練」（同上）を全校生徒に課すものも登場したが、同じような試みは、その他の中等学校においても大なり小なりみられた。

学校報国隊を母体にする勤労奉仕が活発化したのもこのころである。はじめは最上級生のみを対象とする教育的配慮が加えられていたが、本土決戦を前にした20年5月には、1年生を除く全校生徒の動員が決定されている。その間、「決戦下にふさはしい適切な教育内容の刷新、能率化」(京都 昭18・12・30)、「戦争完遂力の増強」(同上)をめざし、学校の改組、統廃合がさかんに行なわれた。とくに18年暮発表された「府下各実業学校の転換整備」(同上)—19年度を期し、公・私立商業学校10校のうち市立一商を除く9校を工業学校、農林学校などへ転換、美術工芸をふくむ3市立工業学校の学科、学級を改廃する一の構想は、「全国工業学校中、京都の特色的科目としての入学率を誇った图案科、色染科」(京都 昭18・10・26)の廃止、「機織部面」(同上)の縮少をもあえて辞さなかったという点で、まさに「戦時非常措置」の産物であった。

戦争は高専や大学など高等専門教育機関にも大きな影響を与えた。18年暮文部省から「教育に対する戦時非常措置」に基づく高専、大学の整備要領—文科系高専、大学の定員縮減、理科系の拡充、高商の一部工専への転換など一が明らかにされたが、この趣旨を体し京都府は、「教育目標を戦力増強一貫に集約」(京都 昭18・12・24)し、「兵学一如に透徹」(同上)するべく、「府教育陣の第一次決戦配置」(京都 昭18・11・18)として、京都高等農林学校と府立医大附属女子医学専門部の新設を決定した。既存の学園のなかにも、この整備要領にしたがって学制改組を図ったものが少なくない。たとえば大谷大学は同じころ発表した「更改要綱」の中で、宗門大学の現状、本山の幹部僧侶養成機関的なあり方を批判して、「日本教学を研鑽し、日本精神を体得したる国家文教の指導者」、「大東亜の礎石として将来大東亜の仏教国に雄飛すべき国家的宗教戦士」、「現下の思想戦、総力戦及び戦後に於る国内思想問題の重要性に鑑み、これに参画すべき思想国防戦士」(京都 昭18・12・28)の養成を強調している。京大で、「学園の全智囊を主体的総合的に動員し、國家の要請に応へる」(京都 昭18・9・22)ために、総長以下、理・工・農・医の4学部長、工研・化研両所長らを中心とした「必勝科学の大評定」(同上)が開かれ、教授スタッフおよび学内研究諸機関の再編・組織を議したのもこのころである。

戦時色に彩られた学生生活も惨憺たるものであった。すでに14年軍事教練が必須課目となり、また太平洋戦争勃発のころには、各学園に報国隊が結成され、防空演習や勤労奉仕がさかんに行なわれたが、18年7月には勤労動員体制の確立により、理工系を除くすべての学生が軍需工場や農場へ駆り出された。京大では、「法・経・文の学生は、宇治の火薬製造所、一部は豊川の海軍工廠に赴き、苛酷な労力に身を投じ、軍需品生産に従事した」(京都大学70年史)が、その他の学園でも事情は大同小異であった。

勤労動員がはじまって間もない18年10月、文科系学生の徴兵猶予が停止され、学徒出陣が開

始された。この年の暮には徴兵年令満19歳引き下げが行なわれたこともあり、高専はともかく、大学のほとんどの学生は兵役の適用をうけることになり、ベンをすべてて兵営の門をくぐるものが陸續とつづいた。「ああ万世の大君に、水漬き草むす臣忠の誓ひ致さん秋到る! 勇ましい哉この門出」(京都 昭18・12・1)という空しい献辞を背に戦場におもむいた彼らの多くは、再び生きて還らなかった。

7. 昭和22年ころ～昭和43年ころ

昭和20年8月15日の敗戦によって教育の戦時体制は終った。戦災による直接の被害を蒙らなかっただという点では恵まれていたが、敗戦のショック、戦後の物心両面にわたる荒廃が京都府の教育に及ぼした影響は決して小さくなく、教育復興の前途は多難であった。

小学校についていえば、ようやく20年10月6日占領軍の進駐にともなう臨時休業も終わり、また同月11日から集団疎開学童の引揚げもはじまり、しだいに戦時色が払拭されていったが、授業の正常化が回復するまでにはなお若干の日時を要した。あい次ぐ占領軍の指令や通達が、旧態依然たる教師層の意識の根底をゆるがし、その自信喪失を促したことは否めず、また子どもたちも、墨をぬって削除し、大きく修正した、きわめて不完全な教科書で、間に合わせ的な教育を余儀なくされたのである、その混乱は想像以上であった。

こうした事情に拍車をかけたのは、戦後経済の壊滅にともなう激しい物価騰貴、深刻な食糧難であった。大量の長期欠席児童が生まれ、弁当をもたない子どもたちの悲惨な記事が報じられたのもこのころである。食糧難の影響は、その他の学校教育機関においても例外ではなく、京大や立命館などでは栄養補給のための臨時休講が行なわれるという有様であった。小学校の子どもたちに対する救済措置としては、はじめパン特配、のちに学校給食が行なわれたが、その内容はまことに粗末であった。22年1月に開始された学校給食にしても、当初占領軍放出のカンヅメ1箇を5人の子どもたちに分け、それも週3日に限るという程度のもので、今日のいわゆる完全給食とは隔世の観がある。食糧事情の回復はその後もはかばかしくなく、23年6月には乾小学校の関東方面2泊3日の修学旅行が、府教育課から時節柄非常識である、食糧不安の時期にはなはだ妥当でないなどの理由で中止を命ぜられている。同年8月8日の『京都新聞』は、「ふえてきた就学延期児童」と題する記事の中で、理由のトップに発育不良をあげているが、いずれも当時の子どもたちの置かれたきびしい生活環境を雄弁に物語っている。

6・3制の義務教育制度が発足したのは、昭和22年4月であるが、京都府はそれ以前、すな

わちこの年の1月占領軍の指導の下に民主主義教育のモデル・スクールとして、生祥・桃蔭・女師附属の3小学校を選び、男女共学を当面の課題として、漸次新教育を実施していった。それらのひとつ、桃蔭小学校の教育活動は、当時の新聞に、「毎月曜日の午後一時から一時間にわたり全校自由研究の時間が与えられ学年学級を解消、全学童が一体となって科学、珠算、生産(農)、運動、書道、文芸、絵画、音楽、工芸の九部門に分れ、趣味のグループをつくって楽しい放課後を過し、水曜日の午後には級会を催し男女学童が手をつないで遊び、このほか二部屋の共同学習室、児童会議室などが特設され、自習に便宜をはかる一方会議室で自治会を開いて学校行事を学童の意志で決定する等革新的な方法が試みられている」(京都 昭22・1・23)などと報じられている。

新学制がアメリカの占領政策の文脈につながる教育政策であったという事情もさることながら、とくに義務教育の3年延長によって登場した新制中学校は、それこそ白紙状態に構想されたものであるだけに、多くの問題をかかえていた。教員の不足も深刻であったが、いっそう大きな問題は、新学期から新制中学校の1年に進む21,000名(京都市内のみ)を一体どこに収容するかということである。この年の2月府進学制度審議会が到達した結論は、「公立中学校は明年度から実施予定の高等学校に移行する建前になっているため今のところ新制度によって浮く校舎は高等科単独校八カ校と単独青年学校三カ校だけと九牛の一毛に過ぎない実情なので市内百三十余の国民学校の学級編成状況を調べ一学級の定員を六十名程度に詰め込んで教室を浮かすほかなし」(京都 昭22・2・22)ということであり、これをうけた教育当局の方針も、当面小学校でのあい住まいを中心に、その他、私立とくに宗門立学校の有償制校57学級、委託制校14学級をフル回転して急場をしじごうというにあった。

4月実施から1ヶ月遅れた5月5日、ともかく新制中学校が開校したが、その実態は、「校舎の方は無理やりに入れたが、それでも二部教育あるいは小学校と二部教育をやっている学校が府下に多く、京都市内でも相当見られる。机はひどいところになると定員千三百名に二百脚しかないのあり、講堂の長椅子やベンチ、裁縫室のへら台も動員されなお足りないので裁縫作法室の畳にすわるあたり、寺小屋時代への逆行を思わせる」(京都 昭22・6・12)といわれるほどのお粗末さであった。初年度の入学生の収容すら思うにまかせなかったにもかかわらず、翌23年度にはさらにはほぼ同程度の進学がみこまれ、しかも23年1月には、軍政部C・I・E課長ケーズが、「四月一日を期して京都の新制中学校は全部独立校舎にせよ」と命令したから、新制中学校の校舎建築は俄然深刻な問題となった。ケーズの主張は、「独立校舎をもっている非義務教育である中等学校は市立府立を問わず、新制中学に転用しなければならない」、「教育革命を断行す

べき今日において、公立中等学校の生徒が、学校転用によって行き場に困ることもやむを得ない」(京都府教育史 戦後編)という強い口調のもので、当時発足間もない新制高校を恐慌状態に陥れたばかりでなく、そのシワ寄せは小学校にも及んだ。現に新制中学校の校舎転用のため、統廃合の憂目にさらされた銅駄や郁文など、多数の小学校では、明治初年以来、独特の学区制を基盤に維持・運営されてきた伝統をもつだけに、地元民の反対陳情がつづいた。ケーズ旋風の理由については、静岡以西を管轄していた米第1軍団が、京都をモデル地区としていたこと、また22年2月ガリオア・エロア 資金の効果を調査するためのストライク調査団が入洛したさい、ケーズC・I・E課長がまだ未着手の京都における教育制度の民主化を宣伝したためであるなどと評されているが、その他にも、京都の当局者がこの新学制の実施にあまり乗気でなく、むしろサボタージュする動きさえあったことも、大きく与っていたようである。「6・3制は政府が決定したものだから政府が新制中学校を建てるべきで地方自治体に責任を転ずることは間違っている」(京都 昭23・7・8)と発言して物議をかもした当時の市助役の真意はともかく、新制高校の校舎転用も、「一校舎に数校を収容して、二枚看板、三枚看板をかけて出発したのですが、これは軍政部の意図するところと違った姑息なやり方ではありました。実はこういうふうにして置いてなるべく早く元に返そう。ゴチャゴチャ一所に二枚三枚看板のままにして置けば元に戻すときもすぐ分散復帰できるから」(京都府教育史 戦後編)という姿勢で行なわれたことを思うと、軍政部側の強硬意見もまったく理解できないものではない。

「もしわれわれの政策に非協力であるなら、市会の審議ハク奪もあり得る」(京都府教育史 戦後編)という威嚇も辞さず、ケーズ構想に難色をしめた府教育部長は間もなく左遷という猛烈さの中で、ともかく新制中学校の校舎確保がすすんだが、それらの中には依然、新制高校との同居という変則のものも少なくなく、完全な独立中学校というにはほど遠かった。独立校舎の建設が遅れたのは、いうまでもなく財政的理由からである。22年4月入洛した高橋文相は、「6・3制育成は国民の力で」(京都 昭22・4・14)とのべ、新学制への国庫補助が期待薄であることを示唆したが、この年6・3制予算として京都府へ配分されたのは僅か6千8百万円にすぎず、しかもこの額は、当時少なくとも10億円の所要経費が見込まれていたことからみて、焼石に水のようなもので、直接の設置責任者である地元市町村の財政負担の軽減にはほとんど役立なかつた。この間の事情について、昭和24年6月府教育委員会が発表した『教育白書』には、新学制の発足以来、過去2年間の3万7千余坪、4億8千余万円(内国庫補助1億1千万円)の建築がすすんだが、なお7万3千5百余坪の建築が残っている、つまり新制中学校の建築は総工事の40%を完成したにすぎないとあり、新制中学校の産みの苦しみが、いかに容易なものでなか

ったかが分かる。

校舎問題が一段落してくるにともない、教育内容の改善も漸次すすんだ。高校教員の多数が転用され、教員の量的補充だけでなく、質的向上もいちじるしく、また教材や設備面の充実もあり、ようやく新制中学校も教育機関としての体裁をととのえてきたが、そのさい、どうしても解決されなければならない一つの課題があった。それは新学制の発足当初から指摘されていた、大量の未就学者および長期欠席者をどうするかということである。すでに『京都新聞』は、開校式当日の模様を、「せっかくの義務中学に暗雲、勉学より家計助け」(京都 昭22・5・12)と題し、断り状や退学届を提出する者が、各クラスに数名ずつもあるが、これは「6・3・3制実施と現在の社会情勢との間の深いギャップを物語る一つの現象」、「大きな社会問題」(同上)であると報じたが、この事情はその後も変わらず、24年春には就学奨励対策協議会が発足し、翌25年度から昼間就学不能者の便宜をはかるべく2部授業を始めたが、なお相当数の未就学者があった。因みに同年4月末の調査によれば、市内中学校の不就学者は2,115名に達しており、この数字は同じ調査で小学校のそれが390名にすぎなかったことと対照的である。

新学制実施の第二段階として昭和23年5月新制高校が開校されたが、当時の京都府では義務教育優先の原則がとられ、旧制中学校舎の新制中学校への転用を強行しつつあったこともあり、多難の時期であった。すでに旧制中学校の新制高校への昇格がうんぬんされたさい、旧公立中学は全部昇格するが、私立中学校のかなりの部分は難しい、あるいは三高は大学へ昇格するのでなく、古い伝統をもった模範的な高校として新生することになろうなどという情報が流れとび、とくに新制中学校舎への転用を予定せられた方面から、二部授業反対、あるいは男女共学反対などの声がつよかつたが、ともかくそうした混乱の中から公立56、私立33の高等学校が誕生した。

新制中学校の場合と異なり、大部分が旧制中学校の昇格、衣替えであつただけに、新発足の高校には旧中学校意識の根強い残存があった。さきに指摘した新制高校の2枚看板、3枚看板など、新制高校を旧制中学校の延長とする潜在意識以外の何物でもなく、抜本的な改革が望まれたが、軍政部の強力な指導もあり、同年10月、つまり二学期から従来の府・市立新制高校を一切御破算にし、改めて学区制、総合制、男女共学制のいわゆる高校三原則による再編成が行なわれることになった。

小・中学校と同じように学区を設けて1学区に1校を設立し、また普通科・商業科・工業科・家庭科などの総合教育課程が成立したこと、そしてまた「一般父兄が消極的なばかりでなく、京都府市の教育当局者も積極的でない」(京都 昭23・4・10)と報じられた時点に、男女共学が断行

されたことなどは、旧来の複雑な中等教育制度を单一化し、地域差や学校差を是正して真の教育の機会均等をはかる上に大きく貢献することになり、ある意味でその後の京都府の高校教育の体質を決定するものであった。なお、この改革が、府・市両当局、校長会、教員組合、教育委員会などの代表からなる新制高校改革協議会を中心に行なわれたことも、画期的である。

いわゆる高校三原則は、当時の文部省の教育方針でもあり、全国的な規模で行なわれたが、その後、「秀才教育」および「産業教育振興」という観点から、なしくずしに解消され、現在その面影をとどめている地方はほとんどない。京都府でも、38年度から市立高校7校の単独制への切り替えがはじめられ、23年の学制改革以来つづいた高校三原則の一角が崩れたが、府立高校28校のみは、今日もなおこの方針を貫いている。

敗戦のショックの大きさもみのがせないが、占領軍の教育管理政策にもっとも敏感に反応したのは、各種の高等専門教育機関である。すでに20年10月立命館大学では、「痛烈な自己批判と反省」(京都 昭20・10・29)によって「国家主義的風潮を学園から一掃」(同上)し、「真に学園をして民主主義的教育機関」(同上)たらしめるため、禁衛報国隊を発展解消して学友会を組織し、学生部を新設して訓練・勤労・厚生の3課をおくなど、驚くべき早さで改革が行なわれたが、この種の動きは京大その他においてもみられた。すなわち京大法学部では、同年11月かつての京大事件を反省し、「大学の自治が京大事件以前の状態に回復されたこと」(京都 昭20・11・20)を確認することによって、現任教授7名の辞表提出、追放教授4名の復帰要請が行なわれたが、これはたんに一法学部の問題にとどまらず、翌21年2月には経済学部教授6名の退陣があり、さらに5月には各学部ごとに適格審査委員会がおかれ、いわゆる教育裁判によって多くの教官が追放の烙印を押された。同じころ、府立医大でも学内民主化大会の要求によって戦争協力者の排除が画策されている。こうした機運を外から促進するために、京都自由人協会文化潔清委員会が結成されたのも、この時期の特色である。

学園の民主化を徹底するためには教育制度の根本的刷新が不可欠であり、その期待をなって登場したのが、6・3・3・4の新学制であるが、そのピラミッドの頂点をなす新制大学の構想は、従来の高等専門教育の根底を一変した。京都府においては、23年度中に実施申請した立命館・同志社の2私立大学を先頭に、24年度中に旧制大学・旧専門学校・旧師範学校などを母体に、国・公・私立を合わせて15の新制大学が誕生した。25年4月には9の私立短期大学の設置があり、さらに翌26年度にはこれに府立女子短期大学が加わった。

新制大学の普及がわが国教育の民主化に大きく貢献したことはたしかであるが、反面、その簇生により、教授陣容や設備面で数々の深刻な問題を提起したことも事実である。とりわけそ

の財政的基盤の脆弱さに問題があった。すでに大学設置のさい、京大以下の3国立大学は国家予算の都合で7月開校を余儀なくされ、また市立美術専門学校は審査パスのために行なったカラクリが発覚して昇格取止めとなり、さらに府立大学では設置基準に合わせるため急きょ1千円の予算を追加するなど、比較的恵まれた国・公立の場合もきわめて貧弱な学校財政に甘んじなければならなかった。その他多くの私立大学では、事情はいっそう深刻であった。

財政難の解消、そしてまた教育内容の改善が新制大学のすべてに与えられた課題であつただけに、そのあり方をめぐる論議が早くから活発であったが、とりわけ当時の京大鳥養総長の、「現在比較的内容の充実している旧帝大及びその他適当な大学だけに大学院を設けて真に学問研究に十分な補助を与え、他の大学には短期大学を併設して職業教育を行うべきだ」(京都年鑑 昭26)という構想は、のちの中教審による大学教育改善についての検討をさきどりするものとして興味ぶかい。

戦後の社会教育施策が軌道にのるようになるのは、昭和24年6月の社会教育法、25年4月の図書館法、26年12月の博物館法（公民館についてはすでに21年7月設置運営要綱がある）などの制定以後であるが、京都府においてもこの前後から、一般府民の文化水準を高めるための夏期講座・婦人講座・成人講座が発足し、また公民館・図書館・博物館・視聴覚ライブラリーなどの新設や拡充がはじめられた。もちろんそれ以前においてこれに類した試みが皆無であったわけではない。すでに21年1月には京都市が市内各国民学校に母親学級を設置し、6月に予定された総選挙にそなえて婦人の政治的教養の向上をめざしたが、府下においても、大日本教育会京都府支部の主催による、婦人のための政治教育講座が開設され、各地で満員の盛況を呈した。これらがのちの婦人講座や婦人学級の母体となったことは想像に難くない。この年の暮には、アメリカ書籍雑誌の公衆図書館と銘打ってC・I・Eクルーガー図書館が発足し、かなりの読書層をもったが、同じころ、京都図書館は毎月の入館者が100人から200人程度に激減し、「図書館捨てられる」(京都 昭24・12・7)と評される有様であり、いずれも当時の世相を反映するものとして興味ぶかい。

広義の社会教育にふくめられるものとして、いま一つ注意されてよいのは、労働者教育運動の勃興ということである。山宣の京都労働学校にみられるように、戦前からの長い伝統をもつという利点はあったが、京都府の場合、それがたんに一部の労働者や組合団体などによるのではなく、もっと幅広く学者や文化人の参加をみ、しかも府・市当局の積極的なバック・アップをえていたことが特色である。もっとも早い例としては、終戦の年の暮、京都人民解放連盟の計画した京都人民学校があるが、翌21年6月には新村猛ら学者グループの主催する京都人文学園

が発足し、また22年7月には京都地方労働組合協議会と京都市の共同経営（のち府も参加）になる京都労働学校が開校された。さらに28年9月労働組合、学者、文化人が中心となって京都労働者教育協会を設立、労働学校、労働講座を主催したが、これはさきの京都労働学校が2年余りで事実上消滅したためである。32年3月京都人文学園と京都労働者教育協会が合併して、京都労働者学園が誕生したことは、われわれの記憶にお新しい。

戦後の教育行政は、教育の民衆統制、教育の地方分権、教育行政の一般行政からの独立の3原則を根底に出発し、これを実質化するものとして都道府県および若干の市町村（昭和27年にはすべての市町村に拡大）に教育委員会が設置された。京都府でも、昭和23年10月教育委員の選挙が行なわれ、府7名、市5名が選ばれたが、その中に4名の女性も含まれていた。執行上の事務を処理するため府・市に各々教育長と事務局がおかれたが、とくに府の場合、下部組織として11の地方事務局（27年京都府教育庁の発足とともに6局に改組）をもった。住民の直接選挙という手続をみてもわかるように、この教育委員会に課せられた任務はきわめて大きく、当時の新聞も、「教育委員は地方の文部大臣、教育知事ともいわれ学校の管理運営や設置廃止から職員の任免、教育予算の作成など大きな権限をもつもので、教育委員に適當な人が選ばれるかどうかは直ちに愛することも達が良くなるか悪くなるかひいては日本の再建ができるかどうかの分れ道といつても過言ではない」(京都 昭23・10・5)などと報じている。

知事や議会との微妙な関係はあったが、ともかくこの教育委員会は京都府教育行政の一切を掌握し、とくにその発足以来、最大の関心事であった教育財政問題、すなわち教職員の給与ベース改定、教育財産処分、新制中学建築費の貸付などの問題解決に着実な成果をあげていった。もっともこの制度は長づきせず、31年10月には、いわゆる教育三法案の一として成立した地方教育行政法により、知事や市町村長の選択に委ねられた、任命制教育委員会にとって代わられた。

教育委員の任命にさいし議会の同意を要するという一種の歯止めはあったが、この新しい教育委員会制度には、文部大臣の措置要求が規定され、また教育予算原案送付権、支出命令権などの除去があり、公選制時代に比べ、その権限および機能にいちじるしい後退がみられた。これ以後、上からの行政指導の徹底があらわになったことはいうまでもない。

昭和25年6月朝鮮戦争の勃発があったころから、しだいに占領政策の転換がめだつようになり、とくに翌26年9月講和条約および日米安全保障条約の調印により、いわゆるサンフランシスコ体制が確立された結果、「占領期間中に講ぜられた施策をわが国の実情に即して是正しようとする措置」(学制90年史)がにわかにクローズ・アップされた。教育政策においても同様の動

きがみられ、早くも同年10月政令改正諮問委員会は、「教育制度の改革に関する答申」を発表し、「わが国の国力と国情に合し、眞に教育効果をあげることができるような合理的な教育制度に改善する必要」(近代日本教育制度史料 19)を強調してやまなかつた。

戦後教育の再編・組織が、日教組のいわゆる占領政策の是正に名をかりた教育の逆コース化、反動化であったのかどうかはここで問わないまでも、革新系知事を擁し、全国地方自治体の中でも一種独特な地歩を占めていた京都府の場合、このころからしだいに政府・文部省との対決ムードをつよめていった。とうぜん数々の問題の提起があり、今日にいたるもなお未解決のものが少なくない。ここではとくに、旭ヶ丘中学事件、勤評斗争、安保改定前後の学生運動などをとりあげ、その後の展望にかえることにしたい。

旭ヶ丘中学事件の発端は、昭和28年12月14日旭ヶ丘中学父兄有志が市教委に対し、同校の教育に政治的色彩がつよい、偏向教育の疑いがあるから善処してほしいと要望したことにある。旭ヶ丘中学に「赤い教育」が行なわれているという風評は早くからあり、「正科の授業時間中に軍事基地とか平和についてとか政治に関する話をして平和の歌を教えたりする」(京都 昭28・12・15)という一部父兄の苦情がたえなかったが、これも学校側にいわせれば、「教科として目前にある事実を採り上げて教えることは当然のことと再軍備や基地問題のとりあげ方も思想教育ではない」(京都 昭28・12・15)ということになり、偏向教育の有無については結局水掛け論を出なかった。陳情をうけた市教委も翌年2月校長あてに教育基本法案第8条の厳守をもりこんだ勧告を行なうほかはなかったが、その前月静岡県で開かれた教育研究大会において同校山本教諭が「平和教育を守る旭ヶ丘中学の斗い」を報告し、旭ヶ丘中学の名が一躍全国にとどろき、また3月に入って文部省が教育二法案提出にさきだち、偏向教育の代表例一このとき、山口日記事件など、24の事例があげられたとして旭ヶ丘中学をあげ、しかもこれに呼応するように4月市教委が同校の活動的な3教員の分散転任を画策したから、これを拒否する3教員との間に紛争がおこった。

市教委内部にも、保守・革新の対立があり、一方は、「今回の異動は教育三原則(人事刷新、教育平等、適材配置)に基づいたもので他意なし」(京都 昭29・4・28)といい、また他方は、「一方的に同校が偏向教育校であるとしての弾圧、不当人事だ」(同上)と主張して譲らず、教育界はもちろん、世論も各々の陣営に分れてふつとうしたが、5月にはそうした対立を内にはらんだまま市教委が3教員の懲戒免職処分を強行したため、事態は一挙に爆発した。すなわち5月7日京教組旭ヶ丘班は同盟休校、校長退職を決議、ついで翌8日学校の組合管理、管理授業の開始に踏み切り、一方これをうけて立つ市教委も10日臨時休校を宣言、翌11月岡崎公会堂、勧

業会館などに補習教室を開設し、ここに旭ヶ丘中学は事実上2つの学校に分裂した。若干の増減はあったが、組合側の管理授業には全体の3分の1、また市教委側の補習授業には全体の3分の2の生徒が出席し、しかも各々に盛況であったという。分裂授業は20日市教委の第三者あっせん申入れに両者が同意したため、まもなく中止となり、6月1日にはともかく正規の授業が再開されたが、それが真の問題解決にほど遠かったことは、その後の長い法廷斗争にみられるところである。

旭ヶ丘中学事件が誇張された「偏向教育」の一例にすぎなかつたのか、それとも「教育の神聖を犯すもの」(自由党京都府連声明 昭29・5・18)として、「断じて容認せざるところ」(同上)のものであったのかはここで問わないまでも、この年の京都の10大ニュースのトップにあげられたように、この事件が府民に与えた衝撃は想像以上である。紛争の発端から解決にいたるまで6カ月余の長期間を費したということ、また、僅か10日間ではあったが、「学校施設の不法な占拠およびいわゆる自主管理による授業の継続」(文部次官通達 昭29・5・13)という異常事態を招來したことは、「赤い教育」を憂える人びとの恐怖心をかきたてるに十分であったし、一方、「教育基本法に従った平和教育」を守ろうとする京教組など革新側にしても、3教員の処分撤回を実現しえないままに戦線収拾を余儀なくされたことにより、つよい挫折感を免れがたかった。

未曾有の混乱の中での唯一の収穫といえば、この事件を契機に府民が教育問題に深い関心をもつようになったということであろう。

教員の勤務評定の全国実施がはっきり打ち出されたのは、昭和32年9月の文部省通達「教職員の勤務評定について」によってであり、このころから反対斗争も、日教組と文部省の対決というかたちで全国的な広がりをみせてきたが、とくに京都府は実施反対の強力な一拠点として異彩を放った。文部省の強力な行政指導の下で各府県が次々に勤務評定実施に踏み切った中で、京都府のみは実施にきわめて慎重な態度をとったが、府・市両教委がこれに必ずしも統一した見解をしめしたわけではない。度々の延期声明では、混乱を避ける、なお検討を要する旨が繰り返されたが、とくに市教委の場合、将来においては実施もありうることを示唆し、勤評そのものについても、「従来の評価をより合理的に実施して適正な人事管理に役立せる目的をもって法が定めたものである」(中学校教育20年)と解釈し、京教組流の勤評は平和と民主主義の教育を守る教員への挑戦であり、弾圧に他ならないとする主張と真向うから対立した。

日教組の全国統一斗争が指令されたのは32年11月8日であるが、京教組もこれに呼応して同月20日職場大会を指令し、府下18会場に1万人の教員を集めて勤評阻止の気勢をあげた。蟾川知事の勤評反対のメッセージが送られたのもこのときのことである。翌33年4月には、京教組

を中心に、総評地評、府学連などが連帶して、勤評反対共斗会議が結成され、市民的広がりにおける反対運動が展開された。京教組についていえば、早退、休暇戦術という直接行動はもちろん、副校長のボイコット、宿日直拒否、学力テスト反対など、いずれも勤評斗争をいっそう効果的たらしめるべく、運動化されたものであり、委員長ら組合幹部の地公法違反の疑いによる一斉逮捕、起訴などの犠牲はあったが、ともかくも今まで勤評未実施という成果をあげている。勤評問題はじめから批判的であった革新系知事の存在も、そのことをいっそう容易にしたこととはいうまでもない。

なお、京都府の場合、勤評斗争に部落解放運動とのつよい連帶があったことが、一つの特色である。33年7月京教組のよびかけ、「『同和地区の教育環境改善促進と勤務評定に反対』として府下10カ校の小・中学校児童・生徒が同盟休校に入ります—われわれはこれをどう理解し、共に斗っていったらよいのか」（同上）は、勤評反対と部落解放の要求が本質的に同じであることを指摘した点で画期的であり、勤評斗争の成果につながるのみならず、その後の同和教育にあり方を示唆するものとして高く評価されてよい。

昭和26年11月12日天皇の京大行幸にあたり、学生多数が「戦争反対」、「天皇制廃止」のプラカードを掲げ、「君が代」に代えるに「平和の歌」をもつてした、いわゆる天皇事件は、同学会の天皇への公開質問状がいみじくもいうように、「単独講和と再軍備の日本」、なかんずくその精神的支柱への攻撃であつただけに、世論を刺激し、問題を政治化した。京大当局は、同学会の断固解散、責任者8名の処分でもって酬いたが、これがかえって京都はもちろん、全国各大学の統一戦線を固めさせることになり、学生運動の高まりにいっそうの拍車をかけた。翌年の春おこった破防法反対斗争など、その最たるものである。

天皇事件以後、地方レベルの問題としては、荒神橋事件・第2次滝川事件（創立記念祭行事に関し総長カン詰・警官隊導入）などが激発し、中央レベルの問題としては、内灘や砂川基地の反対斗争・勤務評定・警職法の粉碎斗争などがあり、京都の学生運動は年をおうごとに昂揚したが、こうした盛り上がりを総決算するかたちで登場したのが、35年6月19日の日米安全保障条約の改定を焦点とする、いわゆる安保斗争である。「安保改定は日本の核武装、海外派兵、帝国主義日本への意図をもつもの」（13回臨時大会決定）と主張する全学連の安保改定阻止の斗争は、京都府の学生運動においても例外ではなく、34年夏ごろから35年の春にかけて官・公・私立を問わず、すべての学園で、集会・デモ・ストライキ・授業放棄など、さまざまのかたちの抗議行動が繰り返された。とくに5月19日夜半の新安保単独採決の強行を契機に、一般学生の間に民主主義、議会主義への危機感がかきたてられたこともあって、斗争の盛り上りはその

ピークに達した。国会包囲や首相官邸突入、ハガチ事件、さらに国会突入（6・15、女子学生1名死亡）など、一連の激しい戦術をめぐる対立がなかったわけではないが、ともかくたんに学生のみならず、教員や職員をふくむ全大学人の結集というかたちの、文字どおり学園ぐるみの斗争が展開されたという点は画期的である。たとえば京大では、6月17日教授団150人をふくむ職組、生協、大学院、学生2,000人の全京大決起大会で、「国会解散を要求するため、全学の機能を停止して戦う」（京都 昭35・6・18）ことが決議され、これをうけた大学当局は翌18日に予定された第63回創立記念式典を自ら中止している（昭和8年の滝川事件に次ぐもの）。その異常なたかぶりは、「議会政治の混乱と、それにともなう社会不安により、大学の機能を平静に遂行しえない事態となっていることは、きわめて遺憾である。かかる不安と憂慮の中に式典を行うことは不適当とみとめ、記念式典はとりやめることにした」（同上）という告示に、端的に示されている。

安保斗争の総括に関する論議はともかく、それが一方において、学園全体を斗争に組織化し、しかも労組や各種団体などとの共斗路線というかたちで、いわば市民運動的な広がりに高まつたことの意義は否定できず、他方また、斗争の進展にともない、全学連と安保国民会議との事実上の訣別、さらに全学連内部でのヘゲモニー争奪の激化などという冷酷な事実が招来されることをも無視しえない。京都府学連の場合も、事情はまったく同様である。30年10月の事実上解散にみられるように、府学連内部の角逐は早くからあったが、34年7月の第15回大会において、共同派と反主流派の提携が革共同派を執行部から一掃したことをさかいで、内紛激化がいちじるしく、安保斗争の終息したころには、その分裂は致命的な段階をむかえた。

その後10年、狂瀾怒濤の推移については、われわれの記憶にあまりにもなまなましい。

年 表